

平成25年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第2号）

平成25年12月10日（火曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	川瀬厚美君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員長 事務局書記長	福田政春君
総務部次長 (施設担当)兼 財政課課長 (施設担当)	岡田健治君	総務部総務課長併 選挙管理委員長 事務局次長	渡邊良光君

総務部財政課長	白 木 法 久 君	企 画 部 長	服 部 尚 美 君
会 計 管 理 者	馬 場 司 郎 君	産 業 経 済 部 長	中 島 智 君
建 設 部 長	丹 羽 功 君	水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君
市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君	市 民 福 祉 部 次 長 (施 設 担 当) 兼 サ ン リ バ ー は つ ら つ 事 務 長	伊 藤 裕 康 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	三 木 孝 典 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 次 長 (施 設 担 当)	菱 田 昭 君	監 査 委 員 会 長 監 査 局 長	徳 永 廣 徳 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	高 木 栄 君	総 務 部 税 務 課 長	石 原 八 十 司 君
消 防 本 部 長 消 防 課 長	伊 藤 定 巳 君	水 道 環 境 部 長 水 道 課 長	後 藤 俊 孝 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 長 議 事 係 長	水 谷 理 恵
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 橋本武夫君、6番 松田芳明君を指名します。

◎一般質問

○議長（川瀬厚美君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者、答弁者は、初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（川瀬厚美君） 最初に、7番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

〔7番 六鹿正規君 登壇〕

○7番（六鹿正規君） 議長より質問のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

要旨につきましては、駒野工業団地について、質問相手は市長といたします。

第3回海津市議会選挙が9月8日に告示され、9月15日に新人3名を含む15名の議員が市民の負託を受け誕生いたしました。今回誕生されました議員各位と気持ちも新たに、海津市民の幸せ、また海津市の発展のために頑張らなくてはと思っています。

現在、海津市にとって最も重要な問題は、「駒野工業団地」ではないかと思います。

平成25年第2回定例会で26年度末完成に向け調整されて作成された「駒野工業団地工程計画表」、8月末までに排水同意をいただかなければ全てが終わる工程表でした。私はお尋ねしました。「市長、あなたのもとで駒野工業団地が完成させられますか、頑張ります、必ずやりますでは通らない時期が来たとは思いませんか」。責任問題、政治的判断もあわせての

答弁を求め、そして債務負担行為延長の提案もしてまいりました。あなたは、相変わらず、「中止は考えていません、頑張ります、必ずやります」という聞き飽きた答弁でした。

市長、あなたに尋ねますが、山下土地改良組合員42名にお願いしたのは、排水同意のお願いですか、それとも事業推進の同意ですか。

組合が総会で決められたことを覆すために戸別訪問をしたのですか。

あなた方がとられた行動は、職権乱用ではないのですか。

同意のお願いに組合員が勤める会社にまでも押しかけたと聞きますが、事実ですか。

現在、土地開発公社所有の旧ロイヤルゴルフ場跡地に整地された残土の使用目的は。

事業を推進するのなら、排水同意とは別に庭田地区の買収を進めるべきと思いますが、庭田地区の買収価格は、旧ロイヤルゴルフ場跡地と同じですか。

都市計画法第4条第12項、または第29条の解釈は。

現在までの債務負担の内訳、今後必要となる債務負担の予想は。

事業の見直しは考えないのですか。

そして、平成26年度末の完成、完売が難しいと予想される今、あなたの責任問題も含め今後どうされるのか、お尋ねします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の駒野工業団地についての御質問にお答えします。

駒野工業団地開発事業が当初計画から大幅におくれ、市民の皆様に御心配をおかけしていることを、まずおわびを申し上げます。

山下土地改良組合員42名にお願いしたのは排水同意のお願いですか、事業推進の同意ですかの御質問については、駒野工業団地開発事業の推進同意のお願いをいたしました。

次に、組合が総会で決めたことを覆すために戸別訪問したのですかについては、組合員の皆様に私の工業団地への思い・決意・信念をお話し、事業推進に御理解していただきたいために訪問いたしました。

次に、あなた方がとられた行動は職権乱用ではないのですかについては、まずは事業推進同意について多くの組合員から賛同をいただきましたことを感謝申し上げます。私の思いが多くの組合員の皆様に御理解していただけたと確信しております。

次に、同意のお願いに組合員が勤める会社にまで押しかけたと聞くが事実ですかについては、自宅に何度も訪問させてもらいましたが、お留守でしたので、御本人の了解を得て会社に訪問させてもらいました。

次に、現在、土地開発公社所有の旧ロイヤルゴルフ場跡地に整地された残土の使用目的については、駒野工業団地開発事業の手続が完了すれば、本造成事業の盛土材として流用する予定のものであります。現在は土を仮置きしている状況であります。

次に、事業を推進するのなら、排水同意とは別に庭田地区の買収を進めるべきと思いますがとの御質問については、庭田地区は農地ですので、開発協議が整わない限り庭田地区の農地転用の許可がおりないため、用地買収に踏み込めない状況にあります。

次に、庭田地区の買収価格は、旧ロイヤルゴルフ場跡地と同じですかについては、今まで議会答弁で何度も申し上げましたが、買収価格に係る件につきましては、今後の事業推進に影響が出るおそれがありますので御回答はできかねますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、都市計画法第4条第12項、また第29条の解釈については、質問の趣旨がよくわかりませんが、岐阜・西濃建築事務所から土の仮置きは都市計画法第4条第12項に該当しないとの回答をいただいておりますので、御理解をお願いします。また、都市計画法第29条は開発行爲の許可について規定されており、開発を行う場合、同法により開発行爲許可申請書が必要となりますが、岐阜県土地開発公社が開発を行う場合、都市計画法第34条の2第1項により開発行爲協議申請書が必要となります。

次に、現在までの債務負担の内訳は、今後必要となる債務負担の予想については、本事業の債務負担はありませんが、総額で約19億円の債務保証があります。

次に、事業の見直しは考えないのですかについては、事業の見直しは考えておりません。平成32年度に東海環状自動車道が全線開通し、海津市にスマートインターチェンジが設置されれば、市内に優良企業の進出も期待でき、これらがきっかけとなり、まちには若者があふれ、豊かで活気に満ちた海津市となる夢を描いております。この夢を実現させるために、その受け皿となる駒野工業団地開発事業を何としても成功させたいという強い決意を持って今後も進めてまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成26年度末の完成、完売が難しいと予想される今、あなたの責任問題も含め、今後どうされるのかについては、今までもお答えさせていただいておりますが、この事業を一生懸命やって、市民の皆様の負託に応えていくことが私の責任であると思っています。途中で投げ出すことは絶対にできません。これまでも何度も申し上げましたように、本事業を中止することは考えておりません。当初の目的を達成するため、引き続き全力で取り組んでまいります。

以上、六鹿正規議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 今、市長のほうからる答弁をいただきましたが、これは前任期の最終、私がこの問題について緊急質問をさせていただきました。そのときの答弁と何ら変わりのない答弁で、がっかりしたというのが私の第一印象でございます。

そこで、改めてお尋ねしますけれども、排水同意が要るということはいつ知られたのか、お尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 私のほうから御回答させていただきたいと思いますが、排水同意が必要と認識しましたのは、事業事前協議をする中でいろんな関係機関と打ち合わせをしながら進めていく中で、当初はその排水同意が要るというようなことはまだわかっておりませんでしたけど、途中で事業を進める上で岐阜・西濃建築事務所等と打ち合わせをした結果、必要になったということで、駒野地区の地元の土地改良組合さんのほうに同意を求めたという経過でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 当初はわからなかったというような答弁と解釈します。

この問題を手がけるに当たっては、当然開発公社もプロでございます。そしてまた、こういったことを当初相談をかけておれば、要るということはわかっておったはずだと思いますけれども、それをわからなかったと、これはわからなかったというふうに今言われましたけれども、そう解釈してもいいですか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 事業を推進していく途中、今、私申しましたように、各関係機関と事前の協議をさせていただく中で、いろいろと協議した中で必要であるというふうな結果になったということでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） この工業団地の問題が出てきたのは、じゃあ、その時点では全くわからなかったというわけですか。これは、本来公社にお願いし、公社と話をしていく。今、例えば大きな問題、仮置きという問題がクローズアップされております。そうなる前に、これは当然わかっておったと思うんです。それに対してのいろんな地元の協力をいただくのは、海津市が行うようにというその協定書の中で決められていたと思いますけれども、その時点で。

じゃあ、いつわかった、わかった時点で仮置きはされておったのかどうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 仮置きをした時点には、まだその排水同意が必要ということ
はわからなかったということで、仮置きにつきましては、今、市長のほうから答弁いたしました、公共残土を前もって確保するというようなことで仮置きということで、これは建築事務所等に許可を得まして仮置きをさせていただいたという過去の経緯でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7 番（六鹿正規君） 公社もプロ、また海津市も従前から企業誘致云々に取り組んでお見えであれば、当然こういった問題はわかっておると、私は、またわかっていなければならないというふうに判断をします。

それから、山下土地改良組合の方42名にお願いしたのは、排水の同意ですか、それとも事業推進の同意ですかとお尋ねしました。事業推進の同意という答弁がございました。これも、前回、緊急質問の中で、海津市民は、また私ども議会も、海津市が発展する、よくなることには誰ひとり反対はしていないと私はお話しさせていただきました。本来は排水同意をいただかなければならないのに、なぜ事業推進という形で戸別訪問されて、恐らく市長が私のもとに事業推進でお願いしますと言えば、いいですよと私も判こを押しますよ。しかし、排水同意がなぜ出なかったのか、なぜ今現在出ていないのか、そこに大きな問題がある。ですから、排水同意をいただかなければならないのは、8月31日までのタイムリミットではなかったですか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） この事業推進に当たりまして私が考えましたのは、組合員の皆様方がどのような御理解をいただいているか、その辺のところも含めてお願いに上がったわけでございます。しかも、工業団地推進に賛成という御意見があれば、これは必ず排水同意に賛成していただけると、そういう思いもでございます。その中でお願いに上がったわけでございまして、組合員の8割近い方の賛同をいただいたと、先ほども申し上げましたが、大変感謝をいたしております。

それだけの賛同が、組合員の皆さん方の御意見がある、そういったことを確認させていただいて、私は大変ありがたく存じております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7 番（六鹿正規君） 市長は、やっぱり何か大きな間違いをしてみえる。きょう、ここに関係の方もお見えでございます。全員が事業推進には賛成なんです。あなたが改めて戸別訪

問をしなくても賛成なんですよ。あなたのやり方が、やはりどこか間違っていた、公社のやり方がどこか間違っていた。だから、皆さんはクエスチョンマークをつけるんですよ。

じゃあ、あなた方、公社も、今までやってこられた手順について何ら間違いはなかったのか、あったのか、お尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 手順につきましては、今まで答弁しておりますように、わかった範囲の中でお願ひに参上しております。大変丁寧な説明があったのか、なかったのかということになりますと、反省するところがございすけれども、手順について間違いはなかったと思っております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7 番（六鹿正規君） 恐らくこのままきょうの市長の答弁をお聞きしておりますと、またこの問題が長引くのかなあというように、私は懸念を持ちます。しかし、公社も市長も、関係の方々におわび状を出してみえます。おわび状の中身はというと、どうしてもその仮置きの問題が大きく取り上げられました。じゃあ、この仮置きについても、今現在、あそこに置かれておる16万立米を公社が誰の許可を得てあそこに置いたのか。いわゆる自分の土地だから問題ないという答弁が返ってくると思います。じゃあ、今まで仮に個人の方が同じようなことを出されますと、必ずクレームがつきます。当然いろんなことを考えて、始末書等もいただくことになるかと思ひます。

じゃあ、公社が16万立米をあそこへ置いたということに対しては、市は何にも言わなかったのか。当然、事業推進、事業に使う泥だからいいよというふうであるけれども、しかし、あの土地に関しては、下がもとは沼地だというふうに聞いております。公社もあの土地に関しては、下はかなり悪いですよという発言をされてみえます。そこに、しかし、どなたの許可も得ずに16万立米積む、これはその地域の、恐らくその堤防がずれるんじゃないかという大きな懸念をされてみえる方もございす。これは誰が許可をしたのか。この海津市は、見て見ぬふりをしておったのか、その点をお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 仮置きの問題につきましては、御存じのとおり、公共残土を置いたというわけでございすけど、これにつきましては、市も公社も事前に関係機関と打ち合わせをいたしまして、置きますよということで御理解をいただいて今現在に至っておりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） この仮置きに関しては、私も岐阜・西濃建築事務所のほうへ数名でお邪魔しました。公社のほうにもお邪魔しました。この仮置きに関しまして、地元の方が何か知らんうちに泥を入れておるんじゃないかと、誰か許可したのかという告発めいたことをされております。そういったことを数回繰り返した後に、恐らくその岐阜・西濃建築事務所のお返事は、海津市に聞いたら、あれは仮置きだと、海津市に聞いたから。

市長、私、直接聞いたんですよ、申しわけございませんけれども、課長のお話を聞いてまいりました。海津市に尋ねたら、海津市が仮置きだと言ったと、仮置きなら問題はないだろうという答弁なんです。だから、今言われた関係機関と話し合っただけで、私もちょっとクエスチョンマークがつくんですけども、私だけじゃなく数名の仲間とお邪魔して、そういった問題も一人ではなく何人かで向こうの話を聞いてまいりました。

ですから、こちらから相談をしてじゃなくして、向こうが何なんだあれはというふうに聞いたら、仮置きですというふうに言われたと。ですから、仮置きは問題ないというようなお話がございました。

それともう1つ、部長、申しわけございませんけど、あなたはいつごろからこの問題に取り組んでおるのか。恐らく今回の問題、随分前のことはわからないんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 海津市が岐阜・西濃建築事務所にそういうことを答弁したと、そういうことは岐阜・西濃建築事務所からお話なんて一言もありませんので、ぜひそのところは修正していただきたいと、このように思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私も自分一人でお邪魔したのなら、聞き漏らしたかなというようなことがございます。しかし、そこには3名でお邪魔して、地域の方から、これはどうなっておるんだという告発めいたことが数回あり、その後、岐阜・西濃建築事務所から海津市に尋ねたら、あれは仮置きだという返事があったと。ですから、仮置きなら問題はないというふうに答弁があったと思います。これは間違いございません、私一人が聞いておるのではないです。

ですから、いろんなことを含めて、私はそこでも聞きました。仮置きであれば、何年間仮置きをするんだと、もうこれで何年たっておるんだと、期限はいつなんだと。工程表は、もう26年度末で完成、完売、しかし、今現在仮置きでは、これは通るわけがない。あれは恐らく、皆さんの御理解がもし得られてゴーサインが出るのであれば、あそこに置かれないですよ。

私は聞きました、16万立米を動かすのかと、仮置きなら動かすんでしょと、いや、それはと。本来、これは仮置きではなく事前着工に値するんじゃないかということ、かねてから私を含め大勢の仲間が言うておったわけでございます。この問題は、その事前着工を認めるか、認めないかですごく大きく状況が変わると思うんですよ。

市長は、その関係者の皆さんの真意が本当にわかっておみえでない。山下土地改良区の皆さんも、真摯な形で市長、公社が認め、反省をし、謝罪すれば同意は出しますよと。だから、あなたのように事業推進、事業推進、海津市はこうなるんですよ、こうなるんですよと、そんな話ばかりでは、10年たってもこれは排水同意はもらえんですよ。あなた、それ全くわかっていない、だから無駄に5年もたってしまった。

今、海津市は、負担はないと言われます。しかし、金利を上乗せして企業が買ってくれるのか、買ってくれないのか。買ってくれない場合は、それがどこへツケが回るのか、海津市でしょう。あなたはわかっておって、市民の皆さんにそういったことを全く言わない。

いいですか、この工業団地を完成させるまでは、確かに私どもの負担はございません。それは公社が借金をしてやっておってくれます。そして、借金を含めどこかの企業が買っただけならば、確かに私どもの負担はございません。しかし、この厳しい状況下、また厳しい状況下を除いても、公社が地盤は、下のほうはかなりやばいですよというお話をされてみえます。そこに16万立米、まだ上にも積む、そこを本当に優良企業が買ってくれるのか。

これは、私ども海津郡の時代、いろんな施設が池の上に建っております。パイルが打っております。長い間には、パイルの打ってあるところの沈下はないが、パイルの打っていないところの沈下は大幅にあるんですよ。いろんな排管がちぎれておるという状況があるんですよ。そういった状況下、誰が19億も出して買ってくれるのか。もう少し冷静な目で見詰め直さなきゃいかん。

いいですか、事業を完成させた、その明くる日からの金利は、全て海津市が負担なんですよ。あれを5年間持っておったら、どうなりますか。1億何千万という、恐らく金利がつきます。しまいには、海津市さん、何ともならんから買い取ってくれんかと、そんなことが起きたら、これどうなりますか。

だから、私は、今一刻も早く完成させるのであれば、素直に自分の非を認めて、関係者に謝罪をし、それなりの責任をとって事業を推進するのであれば進めるべきだと思いますけど、市長、どう思います。

○議長（川瀬厚美君）　市長　松永清彦君。

○市長（松永清彦君）　事業を進めるべきだということで御賛同いただきまして、ありがたいと思っております。

私どもの考え方は、私どもの考え方で現在お願いをいたしております。そのことを理解し

ていただいている組合員の皆様方も数多くいらっしゃるということで、これを積極的に進めていきたいと思っております。

それと同時に、東海環状東回りが完成しまして、いろんな……。

○7番（六鹿正規君） 議長、時間がなくなります、時間延長をもらえますか。

○市長（松永清彦君） 企業が来るという話なんですけど、東回りが完成いたしまして、ほとんどの工業団地が売却をされました。

それから、企業誘致に関しましてはいろいろな方法がございます。その企業さんに来ていただきやすいような企業誘致を、制度を設けていく、そういったことも視野に入れて進めたいと、このように思っておりますので、ぜひ御理解のほど、お願いを申し上げます。

六鹿議員さんが企業誘致は賛成だと、そういう大前提のもとで御理解が賜れば大変ありがたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 市長、私は大賛成ですよ。皆さんも大賛成ですよ。しかし、それには地元の皆さんに真摯な形で反省を示す、それなりの責任をとる、そうすれば排水同意はすぐ出ます。長たらしい答弁は要りませんよ。そうすりゃあ、すぐ出ますよ、1時間後には。

皆さん、何にも海津市を困らせようとしているんじゃないんです。今、ちまたでは、山下土地改良区の皆さんが反対をしておるから工業団地ができないというふうに吹聴されておるとも聞きます。全くそうじゃないんです。みんな、何回も繰り返すようですが、山下の皆さんも海津市がよくなるのは賛成なんです。そういったことをわかっておれば、あなた自身が今真摯な形で反省をし、それをわかってもらうのが先じゃないですか。能書きはいいんですよ、もう、能書きには金利がついてくるんですよ。

あなたが冷静に考え、今後、この海津市の発展を考えるのであれば、安価な売買ができるうち、ということは金利が少ないうちに完成させて、優良企業が来るなら来て買ってもらい、それが海津市のためなんです。ということは、前提は、あなたが真摯に反省をして、それを皆さんにわかってもらって、排水同意をいただけるものはいただいて。私も反対じゃないですよ。あなたの反省が、まず第一なんです。それと、私の宿命は、とりあえず企業誘致を頑張るだけだと。

しかし、前も言いましたけれども、じゃあ、この工程表は何なんですか。前回は尋ねました、夏休みの宿題で書いたんですか、これはと。今現在、全員協議会でも、この問題には一回も触れてみえんでしょう。26年度末に完成、完売がほぼ絶望的、そういった時点で、なぜ全員協議会でこの問題についてお触れにならないのか。全く人がやっていることだといって、私には関係ないというおつもりでおるのか、その点をお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたが、組合員の皆様方に真摯にお願いを申し上げます、そして多くの組合員の皆さん方に御理解をいただいた、そういうことで大変感謝をいたしております。したがって、その努力をこれからもしていきたい、このように思っております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7 番（六鹿正規君） 堂々めぐりですね。皆さんも事業推進は認めてみえるんですよ。私、何回も言うでしょう。排水同意を出していただくには、あなたがもう決断をしなくちゃならないんですよ。その時期まで来ておるんですよ。私はこんなことは言うつもりがなかった。しかし、これだけ答弁が同じ答弁ですれ違いでは、きょう傍聴にお見えになっている皆さん、あきれてみえると思うんですよ。何だ、この議会はと、この答弁は何だ。

あなたの思いは、思いでいいです。じゃあ、あなたの思いを誰かに引き継いでもらえばいいんですよ。だから、あなたがここで真摯な気持ちになって反省をし、皆さんにわかっていただく。その次はどうなるかわかりませんが、まずあなたが排水同意をもらうための努力、あなたのやっていることは事業推進、これは海津市民、皆さんが海津市に税収がふえる、そうならば、望んでおること、あなたは何回繰り返すんですか。それを達成するには、あなたが真摯な気持ちで反省をして、排水同意をいただくための努力なんですよ。それをせずに、あなたは事業推進、事業推進と言って、的外れなことを言ってみえる。

もうこの問題、打ち切りましょうや。皆さんも、もう早く片づけよと。しかし、これを中途半端では海津市に大きな負担が。

じゃあ、市長、もしこれを完成させて優良企業が来なかった場合、優良と言いません、売りができなかった場合、どう責任をとるのか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 可能性の問題でありまして、来るように努力をいたしますし、今、いろんな企業形態があります。それは、今、この場では直接は申し上げられませんが、あその土地利用につきましては、あらゆる可能性がある、このように思っております。決して売れない土地ではないと、このように思っています。

それから、六鹿議員に申し上げますが、海津市が企業誘致をする際に、どのような制度を設けて企業誘致をするか、そういったことも非常に企業さんにとって重要なことであろうかと思っておりますので、そういったことも含めてお願いをしてまいりたいと、このように思っております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 市長、申しわけないけれども、私も平田町の町議会議員を16年、お世話になりました。そのときにでも企業誘致はやっております。企業に対していろんな優遇施策をとってやってまいりました。あなたより議員経験は長いんですよ、申しわけないですけども。県と町の違いはありますけれども、企業誘致もやってまいりました。しかし、何回も言う、あなた、これ排水同意をもらわなくちゃだめなんですよ。それをいただくための努力は、事業推進という外堀から埋めるようなやり方ではなく、まず、みずからが真摯に反省をして、それをわかっていただくのが先でしょう、あなた。なぜ、事業推進、事業推進と、皆さんがわかってみえることをなぜ繰り返すの。皆さんは排水同意を出したいけれども、出すような環境が整わない、それを言ってみえるんですよ。

だから、今回の事業がここまでおくらせておるのは、誰のせいでもない、あなたの責任なんですよ。それをわからなくちゃだめなんですよ。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど事業がおくらせておるのは山下組合の方々のせいだというお話がちょっとございました。しかし、そうではなくて、推進しておられる方々が、おっしゃるように、42名全員かどうかわかりませんが、大多数の方々が賛成していただいております。その事業に賛成ということは、当然排水同意にも賛成していただけるものと、このように確信いたしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 40分が間もなく過ぎますけれども、この問題でこれだけ時間を費やすのもどうかと思いました。しかし、これは大きな問題なんですよ。だから、さもあなたの言い方は、山下土地改良区の少しの人間が排水同意を出さないから事業がおくらせておると、多くの皆さんは事業推進をお願いしておると、賛成しておると。だから、やっぱりこれをかみ砕いていくと、排水同意を出さない一部の人間がというふうに私は聞こえるんですけども、そうじゃないですか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私は、大多数の方に賛成をしていただいて感謝をしていると申し上げました。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 新しい質問には入れません。私もこれは了解しております。しかし、ここで話しさせていただくのは、市民の皆さんにもわかっていただきたいのは、19億円の

債務負担、海津市議会が議決しております。しかし、あの土地に関してこれだけ大きな疑問点、また反対ではないけれども、いろんな意見がある、こういった中で、果たして優良企業が来てくれるのだろうか、大変苦慮します。

繰り返すようですけれども、工業団地が完成すれば、金利を含め、金利は私どもの負担、ましてや、いずれかは、事業をもし諦められるようであれば、私どもは買戻さなくてはならないというような事態になってまいります。

ですから、私は、いつも言うように、売れなかったら、塩漬けになったらどうしますかということ先ほども責任問題を聞きました。たればの答弁はできませんと、以前も言われました。しかし、ここで、随分前の部長が23年度中に売れたら、海津の負担は一銭も要りませんという説明がございました。たらの説明を聞いて、私もそのときは納得しました。また、これからこの問題は早急に片づけるように、市長にも努力をしていただきたい。また、しかるべきときには判断をしていただきたい、そう思います。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、2番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

〔2番 藤田敏彦君 登壇〕

○2番（藤田敏彦君） おはようございます。

最初に六鹿議員の熱弁の後には非常にやりにくいわけですが、私は私なりに一生懸命質問させていただきます。

議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は2点、まず1点目、城南中学校と南濃中学校の統合による通学路として堤防にサイクルロードを造ってはどうか、質問相手は教育長であります。

2点目、城山小学校に冷房設備と災害対策用の据え置き式貯蔵容器を設置してはどうか、これも教育長であります。

質問内容、最初に1点目、城南中学校と南濃中学校の統合による通学路として堤防にサイクルロードを造ってはどうか。

平成28年4月より城南中学校と南濃中学校の統合が決まり、スタートいたします。これまでに海津市教育委員会としては、統合に関して統合委員会、総務部会、学校運営部会、組織検討部会、地区説明会等々を積み重ねてきました。

10月19日に、中学校適正配置についての地区説明会が南濃農村環境改善センター・多目的ホールで行われました。石津小学校・南濃中学校のPTAの方、出席者は6名であったそう

であります。いかにも少ないと私は思います。関心はあっても諦めムードの親さんが多いのではないかと思います。

私は通学的手段について、まず安全を確保しなければならない。最近では東京田園調布での女子中学生の連れ去り事件、近くでは三重県朝日町の夏祭り帰りに女子中学生の殺人事件、次々と凶悪な犯罪が起きております。また、児童通学時の列に車が突っ込み、死亡事故などが相次いで起きております。

私は、揖斐川、津屋川の右岸堤の中段にサイクルロードを造ってはどうかと考えております。長良川の右岸堤の中段にサイクルロードがあります。幅は有効3.0メートルあり、転落しないようにスチールパイプの柵があり、安全を確保しております。調査してみますと、揖斐川堤防中段の幅は2.7メートルあり、津屋川堤防中段の幅は3.5メートルあります。橋等の道しるべに、「サイクリングコース」とか、「南濃四季散策コース」と書いてあります。河戸谷で堤防が途切れ、谷の幅をはかってみますと35メートルあります。鉄骨の橋をかければ理想であります。羽沢地区の津屋川堤防中段の幅は4.0メートルあり、長さ350メートルほどは工事用道路として既に舗装がしてあります。サイクルロードの総延長は4キロメートル弱ではないかと思います。

街路灯については、民家が少ないので問題があります。国土交通省に相談しても、堤防に街路灯の設置は難しいと思います。いろいろ自転車での通学コースを検討しても、生活道路とクロスするとなると事故が起きる可能性があります。現在、南濃中学校の生徒数は198人です。毎年10人が減っても、平成28年には178人になります。養老鉄道を利用しても、駒野駅から学校まで約900メートルあります。天気が悪いときには大変な距離であります。何人が自転車で通学をし、何人が養老鉄道を利用するのか、想定をされていますか、お聞きいたします。

天候が悪いときには家族の人が送り迎えををすると思いますが、恐らく車が始業時間近くに集中し、渋滞します。体育館の西の駐車場をロータリーとして交通整理をしなくては事故につながります。現に、駒野駅でも親さんが急いで高校生を車で送ってくるので事故が多発しております。スクールバスを走らせることも一つの手段ですが、どうですか。

県境から城南中学校までの直線距離をはかったら9.5キロメートルありました。やはり10キロメートルぐらいはあると思います。私も実際に汗をかい経験しなくてはと思い、城南中学校から自転車で往復してみました。南へ向かったとき、つまり下校時の所要時間は38分かかり、割と坂道が多く感じました。しかし、北へ向かう登校時には坂がきついに思いました。所要時間は44分ぐらいでした。生徒たちが話をしながら自転車に乗ったら、1時間近くかかると思います。私の自転車はスポーツタイプでしたので、なるべくゆっくりと走りました。少し疲れました。子どもたちが小学校6年生からいきなり中学生になって、急に体

力がつくわけがありません。朝、1時間近くかけて登校し、体力が消耗し、集中力が低下し、授業がしっかりと受けられるかが問題であります。帰りには、部活が終わってから、また1時間近くかけて下校する。帰宅してから勉強、これが毎日となると大変なことであります。

現在、石津地区の3年生の女子生徒が6人、城南中学校へ通っていると聞きますが、それぞれどんな手段で通学をしていますか、お聞きいたします。

校舎の増築が間もなく始まりますが、通学助成金制度、スクールボランティアの方による見守り活動、いろいろ検討しておられると思いますが、とにかく生徒の安全を第一と考え、サイクルロードを造り、環境を整えることを希望します。教育長のお考えをお聞きいたします。

続きまして、2点目、城山小学校に冷房設備と災害対策用の据え置き式貯蔵容器を設置してはどうか。

現在、海津市内の小学校で城山小学校だけが冷房設備がありません。親さんからの声が大きくなってきました。暖房設備はありますが、今後の計画はありますか。

暖房設備の機械の償還は何年ですか、残っているのは、あと何年何カ月ですか、お聞きいたします。

暖房整備の電源は灯油だと思いますが、次に冷房設備を設置するなら、電源をLPGガスに切りかえてはどうか。暖房の配管はそのまま使えるし、室内・室外ユニットを取りかえればよいのであります。電気のエアコンをつけるとなると、シーズンオフでも定額の基本料金を支払わなければならない。これからの電気料金は、原発の大きな問題もあり、かなり上がるのではないかと予想されます。

私も建築業界に身を置く者として、新製品の発表会、見学会にはよく行きます。この前、県LPGガス協会西濃支部の新製品の説明会に行きました。城山小学校は、災害時の避難施設に指定されております。南海トラフ巨大地震、スーパー伊勢湾台風に備え、災害対策用の据え置き式貯蔵容器、メーカーの商品名「災害対策用バルクユニット」の説明会と見学会がありました。

LPGガスは、あの東日本大震災被災地では、3週間で個別供給により復旧したとの説明があり、災害時の炊き出し、暖をとる。発電機も接続でき、パソコンはオーケー、ガス管接続が簡単で、資格がなくてもよく、震度7でも大丈夫とのことでありました。このユニットを文章で説明することは非常に難しいんですが、とにかく城山小学校にLPGガス方式の冷房設備と災害対策用バルクユニットをセットで取り入れたら、いざというときには避難所として活躍できると思います。教育長の考えをお聞きいたします。以上です。

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 藤田敏彦議員の城南中学校と南濃中学校の統合による通学路として、堤防にサイクリングロードを造ったらどうかの御質問にお答えします。

平成28年4月の城南中学校と南濃中学校の統合に向け、統合委員会及び統合委員会のもとで組織された専門部会で協議が進められております。専門部会は、総務部会・学校運営部会・組織検討部会から成り、今後、調査・協議された事項は、最終的に統合委員会が決定し、教育委員会に報告されます。

通学路については総務部会の検討調整事項となっているところでございますが、まだ具体的な検討には入っておりません。しかしながら、各地区等から通学路の案を提示されており、それを基に検証を行い、決定されていくと考えております。

事務局職員も実際に自転車で走行しており、藤田議員御提案の堤防道路も案の一つであると考えております。

なお、通学路の決定に際しては、①道路の状況、②交通量、③交通安全施設の整備状況、④川、崖など危険箇所の有無、⑤防犯対策などの課題が判断材料になってまいります。

一方、スクールバスについては、バスの大きさや台数等を考慮すると最良の方法とは言いがたく、天候にも左右されにくく、一度に多くの乗客を運ぶことができる鉄道のほうが無理なく通学できると考えております。こうしたことから、地区の説明会等においても養老鉄道の御利用をお願いしているところでございます。

なお、海津市では、交通事業者と協力してキッズパスポート制度を設けており、現在、石津小校区、下多度小校区の生徒さんが毎日40名以上御利用いただいて通学しております。

今後、さらなる検討を加え、通学には生徒の安全を考え、関係機関等と協議してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、城山小学校に冷房設備と災害対策用の据え置き式貯蔵容器を設置してはどうかの御質問にお答えいたします。

藤田議員御質問のとおり、城山小学校には冷房設備がありません。城山小学校は、公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて平成14年度に建設された施設で、このときに暖房設備も整備されています。

補助金等の適正化に関する法律により処分制限期間が決められており、冷暖房設備の場合は13年となっていることから、平成29年3月をもって満了することとなります。しかしながら、平成20年6月に通知改正が行われ、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の取り壊し及び廃棄については大臣への報告で、国庫納付金もありません。平成26年3月で10年となっておりますので、議会等関係機関の御理解をいただきながら、平成26年度に財産処分手続を行い、平成27年度に空調設備の改築を行っていく方向で調整していきたいと存じます。

次に、熱源をLPガスに切りかえてはどうかにつきましては、現在、城山小学校の暖房設備の熱源は、灯油式で整備されております。今後につきましては、城山小学校が指定避難所であることも考慮しながら、藤田議員に提案していただきましたガス方式と電気方式のインシヤルコストやランニングコスト等を比較して、有利なものを採用してまいりたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 御答弁ありがとうございます。

お話を聞いておりますと、養老鉄道を利用するとか、そういう方向が強いように今感じたわけでありますが、この自転車のサイクルロードといいますのは、やはり駅へ行くにも、石津駅、美濃松山駅へ行くにも、まず自転車に乗ったり、親さんが送っていくとか、そこから電車に乗って、また駒野駅でおりてから900メートルと、そういう御家庭の環境にあればいいわけですが、そういう子ばかりがいるとは限りません。ですから、私はサイクルロードをどうかというふうに思っております。

実際に今のクロスする市道を走ってみますと、やっぱり路面の凹凸とかマンホール、そしてU字溝との取り合いのぐあいが悪いところがあります。だから、そういうところもこれからはしっかりとチェックをしていただきたいと。

それから、やはり南濃町は南北に長く、平たんな土地とは違いますので扇状地があり、山あり谷ありで、フラットなところと違いましてアップダウンが非常にきついところであります。まず、そういうサイクルロードというのは、私は非常に必要だと思いますが、教育長にもう一度お伺いしますが、今のお話ですと、養老鉄道ということを中心に強調されているようですが、実際どうなのでしょう。親さんからのいろんな、部会や委員会からいろんな御意見を参考にしてというふうになると思いますが、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 教育委員会としましては、養老鉄道を利用していただくのが一番通学時間も短くて済むと、それから安全であるというような発想、それから一遍に運ぶことができるというようなことで考えております。

それからサイクルロードにつきましては、非常に晴れた日とか、あるいは犯罪のない状況とかというような場合は非常に快適なものになるかとは思いますが。ただ、大水が出たときとか、あるいは雨のときとか、あるいは不審者等の対策とか、いろいろ考えますと、やっぱりトータル的には養老鉄道を利用していただいたほうがいいのではないかなあというふうに感

じておりますけど、これは先ほども御答弁させていただきましたが、総務部会での懸案事項といえますか、検討事項でございますので、いろいろな御意見も聞きまして最終的に判断していきたい、そんなふうに考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○２番（藤田敏彦君） お考えはよくわかるんですが、統合に当たって、数年前に統合反対の署名運動が行われたと思います。記憶では5,655ですか、数字はちょっと記憶にあれですが、5,600名ぐらいの反対者の署名が集まったと。それで、上げてもらったけれども、自分たちの要望が通らなかったということで、石津地区の皆さんは、諦めムードが強い。教育委員会にお任せだと、信じておられるから、説明会にたった6名しか来られなかったというふうにも考えられないかというふうに私はと思いますが、教育長はどういうふうにお考えですか。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） いろいろ今まで何回か各地区を回らせていただいたんですけど、最初のほうは統合反対というような部分もありましたんですけど、昨年度、この議会で議決をいただいた後、統合に向けて動き出すというようなことを御説明した時点から、統合するならば、こんなふうで、こんなふうでというような、非常に統合に向けた要望といえますか、お話を伺うことが多くて、現時点では統合に向けて反対であるというような発想はほとんどなくなっておるんじゃないかなあと、そんな印象でおります。

そういう中でございますので、PTA等も何度も行っておりますので、前回のPTAと石津小と南濃中のPTAの会議には数が少なかったのではないかなあと、そんなふうに考えております。

○議長（川瀬厚美君） よろしいか。

〔２番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○２番（藤田敏彦君） 関連して、次は市長にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 全文通告制ですので関連はありません。

○２番（藤田敏彦君） じゃあ、市長にお願いしたいですが、長良川サイクルロードは市長のお父さん、松永清蔵さんの案によってつくられた、そういうことをお聞きしております。市長は御存じでしょうか。長良川のサイクルロードは、川が見える清流側につけるのが本来ではないかと思われませんが、少しでも土地を手放す地権者の気持ちを酌んで内側につくられたと。広大な田園風景を見ながらサイクリングを楽しんでいただくと。

市長、どうですか。長良川はお父さんがやられた、揖斐川、津屋川のサイクルロードは、安全な通学路を造って、養老山地の山並みを楽しんでいただいて、養老鉄道の利用客もふえ、

今は自転車も電車の中へ乗せられるということになっておりますので、観光といいますか、相乗効果も期待できると思います。そういう面からも、ぜひとも通学路兼サイクルロードを考えていただきたい。市長のお考えを一言お願いしたいと思いますが。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 長良川のサイクルロードがというお話がありましたが、私はそのことは承知しておりません。国のほうで造っていただけたんではないかと、このように思っております。

それから、川内、川外ということがあるんだろうと思います。安全面を考えてああいう形態になったのではなかろうかと、このように思っております。

それから通学路に関しましては、先ほど教育長が答弁したとおりであろうと、このように思います。その委員会の中で、メーンは養老鉄道を御利用していただいて、そして元気な子は自転車で行かれると思いますので、その委員会の中で検討していただいて決めていただければと思っております。

1つ、私も堤防を通るのはいいなあと思いましたけど、これは先ほども教育長が答弁しましたが、防犯という意味でちょっと子どものためにどうかと、こういう思いを持っております。サイクリングロードとして開発をしたらどうかということでもありますので、これは国土交通省のほうに一度打診をしてみたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） これは養老鉄道の利用と観光、そして通学路と、相乗効果を期待して、ぜひとも国交省のほうへ申請をしていただきたいと思います。

次に、城山小学校の冷房装置に関しまして教育長にお尋ねをいたします。

同じ海津市の中で、城山小学校だけが冷房設備がないというのは不平等であるという親さんの意見が大きくなってまいりました。よい環境のもとで教育を受けたいというのは親さんの願いであると思います。しかし、毎年、夏の暑さは厳しくなるばかりであります。暑い夏が終わって、秋が非常に短く、いきなり冬になったような、こういう季節であります。異常気象と申しますか、地球環境の異変が急速に進んでいるのではないかと思います。ですから、早急に冷房設備の検討をお願いしたい。

それと、先ほどお聞きしまして、27年の改築のときということですが、それまで全く夏の暑い中にありますので、こういう設備のそういう償還というのは前倒しというのはできないのか、そのところをちょっと教育長にお聞きします。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局次長、菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） 償還の前倒しにつきましてお答えします。前倒しにつきましては、10年ということで決まっておりますので、することはできません。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

〔2 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2 番（藤田敏彦君） ということは、27年の工事まで何ともならんということでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局次長 菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） そのとおりでございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2 番（藤田敏彦君） 続きまして、市長に最後にお聞きしたいですが、この前のLPガス協会のそういう説明会に市役所の職員1名、消防署の職員1名が参加しておられました。主に官公庁の人が多かったわけですが、最近の新聞でも、私が以前に一般質問で言いましたように、原発に関して揖斐川町とか関ヶ原町が最近は安定ヨウ素剤とか、そういう防護服とか、そういう記事が新聞に載っております。いかにそういう市民の安全といいますか、そういう災害に対していろんな訓練をするということは世間では行われております。

それから、先ほど言いましたバルクユニットは、岐阜市の細江市長も非常に前向きに考えておられます。あれだけの人口を抱えたところでありますので、やはりこういう非常時、災害時には大活躍をするということでありますので、我が市もそういうことをぜひとも早急に考えていただきたいと。

松永市長は、小・中学校の耐震補強の工事につきましては、県下でも、また全国的に見ても断トツで早くやられました。これはすばらしいことだと思います。ぜひとも、この災害対策用のバルクユニットをいち早く取り入れていただきたいと思いますが、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 城山小学校の空調でありますけれども、実は海津市は全校やろうということで、今まで9校、空調を小学校はやってまいりました。それで、先ほど議員の御質問で前倒しができないかということなんですが、これが13年であったのが、通知が出まして10年でできるということで、それでやると27年にはつけることができるということです、あと1年、ちょっと待っていただきたいということです。そうしますと、10校全部空調がつけます。

中学校につきましては、城南はついておりますので、平田、日新につきましては、改修を

計画しております。その折に検討していったらよいのかなあと、このように思っております。

それから、先ほどのLPガスに切りかえてはどうかということでございますが、これは教育長が答弁したように、いろんなものを検討して比較して利用させていただくということであろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいか。

○2番（藤田敏彦君） ありがとうございます。

○議長（川瀬厚美君） これで藤田敏彦君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、6番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

〔6番 松田芳明君 登壇〕

○6番（松田芳明君） 新人議員の松田であります。私は新鮮な目を持って、海津市の一市民として5つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問1. 3町が合併し、「海津市」が誕生して約10年になりますが、この間の人口減少、約4,000人と言われていたのですが、に対する海津市のとってきた対策、そしてその成果について説明を求めます。特に新しく海津市に家を建てて住もうという人にとって、他の市町村でそうするという人よりもどのようなメリットがありますか、市長の説明を求めます。

質問2. 2年後に私の母校「海西小学校」の全校児童数は100人を切ってしまいます。現在でも、市内に数校ある全校児童数100人未満という小さな小学校が5年後、市内の10の小学校のうち、6校にふえてしまいます。そうすると、効率化の名のもとに小学校の統廃合の問題が出てきます。今後、10年、20年先を見通した見地から、この問題についての教育長の意見を求めます。

質問3. 市内の文化・体育等の施設の利用料金は、水道料金とは異なり、受益者負担の原則に従って応分の負担をお願いするのが行政として当然だと言えます。4月から消費税の税率が高くなるということによって施設の利用料金も値上げすることですが、市民に対する公的なサービスに対して消費税はそぐわないと考えられます。そうではなく、合併から10年という次年度から、市内の施設の利用料金体系を抜本的に改正することが必要だと考えますが、市長の意見を求めます。

質問4. 南濃町在住の方々から、「合併して水道料金が3倍にもなった。他の市町村に比べ海津市の水道料金は高い」という声をお聞きしますが、現在の海津市の水道料金についての市長の考えを求めます。水道料金は市民の生存権にもかかわる問題ですので料金の据え置きをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

質問５．市内の多くの小学校には冷暖房完備のミーティングルームのある立派な体育館があり、市民サービスに役立っています。しかし、そうでないところもあります。その一つに海西小学校の体育館があります。けさのように雨が降ると、雨が屋根に当たる音で何を話しているのか聞き取れない、わからなくなってしまうというほどです。海西地区の防災の拠点となり得るという観点からも他の小学校と同等の体育館が必要だと考えられますが、市長の意見を求めます。

以上５点、よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の１点目の、海津市の人口減少問題についての御質問に
お答えします。

海津市の人口は、平成17年３月の合併以前の旧３町時代から減少し始め、合併後には４万人を切る事態となりました。このため、平成19年３月に策定した海津市総合開発計画では、人口減少に歯止めをかけることが最重要課題であると捉え、後期基本計画においても少子・高齢化対策と定住促進対策を戦略プロジェクトとして位置づけ、各種施策に取り組んでいるところでございます。

また、これまでも総合開発計画に掲げた基本目標を実現するため、子育て支援体制の充実、コミュニティバス路線の見直し、災害対策、学校教育環境の整備、特に施設の耐震化と教室のエアコン設置等や、観光協会の設立、かいづ夢づくり協働事業の創設、平成24年度から２年間の限定ではございますが、住宅リフォーム助成の実施など、海津市に住み続けたいくなるまちづくりを進めてまいりましたが、残念ながら、依然として人口の減少傾向はとまらないという現状でございます。

本市で新しく住宅を建築し、居住する場合、他市町村と比較してどのようなメリットがあるかの御質問ですが、経済的な援助という意味であれば、本市では転入者に対する助成制度は、今のところ設けておりません。他市町村では、住宅新築への助成、住宅改修への助成、転入世帯への助成、新婚世帯への助成など手厚い助成制度を設けている例も見受けられますので、制度を設けていない本市では、これら制度を設けている市町村と比較するとメリットはないということになります。しかし、どこに住むかを決定する際の判断材料とされるのは、子育て環境、公共交通機関、教育施設の整備状況、自然環境、道路状況、働く場所の有無、商業施設の位置、災害対策など多種多様であります。

市民アンケートで満足度が低い公共交通機関の利便性の向上や、働きがいのある職場の確保、商工業の振興などは即効性が期待できる政策であり、これまで以上に重点的に進め、他

市町村に設けている移住・定住促進対策に特化した助成制度の創設については、財政状況を勘案しながら調査・研究を進めてまいりたいと存じますので、松田議員におかれましても、即効性が高い妙案がございましたら、助言いただきますようお願いいたします。

2点目の質問は、後ほど教育長から答弁させます。

次に、3点目の市の施設の利用料についての御質問にお答えします。

海津市には市民の皆様に御利用いただくための多種多様な公共施設が整備されており、これらの施設を維持管理していくための費用が毎年必要となります。施設を利用される方から頂戴する使用料を施設の維持管理経費に充てていますが、使用料のみでは不足するため、不足分は市民の皆様の税金で補っています。税金で不足分を補うということは市民全体で負担するということであり、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者には応分の負担をお願いすべきものであると言えます。

この受益者負担の原則に基づき、使用料の見直しについては、平成18年3月に海津市行政改革推進懇談会からの答申を受け策定した、平成17年度から平成21年度までを推進期間とする海津市行政改革大綱に位置づけられており、平成19年度に教育施設使用料と使用料減免制度の見直し検討を行った結果、「市民負担増に対する理解が得られず断念し、当分の間、現行どおりとすると」の結論に至った経緯がございます。

また、平成22年3月に同懇談会からの答申を受け策定した、平成22年度から平成26年度までを推進期間とする第2次行政改革大綱におきましても、教育施設使用料に限らず、使用料、手数料について受益者負担の適正化と公平性を確保するため定期的に見直すこととしておりますが、利用者の負担軽減を重視し、現行どおりの使用料としているのが実情です。

しかし、行政改革を進める上で使用料の見直しは避けては通れない問題であり、合併10周年を機会に公共施設の受益者負担の適正化に関する基本方針の策定に向けて準備を進めてまいります。

次に、4点目の水道料金についての御質問にお答えします。

松田議員の、合併して水道料金が3倍になり、他の市町村に比べ海津市の水道料金が高いとの声を聞かれることから、水道料金の据え置きを継続するようにとの御意見と拝聴いたしました。

まず、合併前の上水道料金、基本料金が10立米当たり海津町と平田町が1,400円、南濃町が950円、超過料金が1立米当たり海津町140円、平田町130円、南濃町100円で、合計額に消費税を加えた金額となっていました。

合併後は、それぞれの料金制度を継続し、合併3年後に適正な価格を定めて統一することになっておりましたので、平成20年度から基本料金10立米当たり消費税込みで1,470円、超過料金1立米当たり消費税込みで147円に統一させていただきました。

しかし、旧南濃町地区では、平成4年度から平成17年度末までに簡易水道施設から上水道施設への統合事業を実施してきました。上水道に統合されるまでの間は一部の地域が簡易水道事業による料金制度により料金が徴収されていたことから、現在の料金と比べますと2.7倍ほどの料金になったものと理解しております。それぞれの地域で状況等も異なることから、簡易水道当時の水道料金が必ずしも適正な金額とは言えないものと考えています。

また、現在の水道料金が他の市町村に比べ高いとの御指摘につきましては、料金は施設の数や状況、水処理方法、人口や面積などさまざまな条件によって異なり、各市町村ごとに適正な金額が算定されているものと考えております。参考までに、口径13ミリメートルの水道管により1カ月で30立米の水を使用した場合の水道料金は、海津市で4,410円、養老町で4,447円、輪之内町で2,730円、大垣市上石津町で3,990円、桑名市で3,150円、愛西市の旧八開では5,190円となっています。

上水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける事業として独立採算制を基本に事業運営を実施しています。よって、施設維持管理費等経費等は、水道利用者から水道使用料の徴収等により予算化する必要があります。しかし、上水道は市民生活に欠くことのできない施設であり、できる限り水道料金は安価にすることが重要であると考えています。

合併後、平成20年4月に水道料金の統一をさせていただきました。現在の料金体系において平成20年度から24年度までの1立米当たり供給単価の平均が146.5円に対し、給水原価の平均が166.6円で、1立米の水を販売するのに20.1円の赤字となっております。この赤字額につきましては、一般会計から補助金等により対処しているのが現状であります。

最近の水道を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。水道の使用料は、平成21年度から24年度にかけて右肩下がりとなり、2,740万円程度減収となっております。これは、人口の減少、節水型の給湯機器の普及、下水道の普及に伴い、節水意識の向上などが起因しているものと考えています。いずれにいたしましても、大幅な使用料の増益は見込めない状況であり、一般会計からの補助金も限界があります。

一方、歳出では、施設の老朽化に伴う修繕等がふえてきておりますが、今後の施設の機器更新や耐震工事の実施なども必要とされますので、優先順位をつけて計画的な改修に努めることにより歳出削減を図ってまいります。同時に、新たな加入者をふやし、歳入の確保にも努めていきたいと考えています。

このような状況でありますので、やがて料金改定を考えていく時期が来るとは思います、いましばらくは現行の料金体制を維持したいと考えております。ただし、消費税法の改正によります消費税率5%から8%の改正につきましては、水道事業者が消費税の納税事業者となっておりますので、本定例会で改正のための条例改正案を提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、5点目の海西小学校の体育館の建て替えについての御質問にお答えします。

海西小学校の体育館は、市内小学校で最も古く、昭和52年の建築であります。藤田議員が御質問の際に教育長が答弁しておりますが、補助事業等により取得した財産には処分制限期間があります。海西小学校体育館は、鉄筋コンクリート造りで処分制限期間は60年となっておりますが、通知改正により、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の取り壊し及び廃棄については大臣への報告で、国庫納付金もなくなりました。

現在、海西小学校体育館につきましては、修繕等で対応しており、今後、施設整備に当たっては、建て替えのほか、大規模改修による延命化という方法もあり、財政面も含め今後検討してまいります。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 続いて、教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 松田芳明議員の児童数の減少に伴う小学校の統廃合問題についての御質問にお答えします。

現在、市内小学校で児童数100人未満の学校は3校あり、年齢別の子どもの数から、こうした小学校は増加するのではないかと考えられます。

教育委員会では、この問題について検討を行い、現段階では小学校の統廃合は行わないとの結論に至っております。その理由として、①小学校は長い歴史の中で地域に密着しているほか、シンボルでもあり、有事の際の避難所となっていること。②子どもの数が減少しているが複式学級の人数までには至っていないことが上げられます。

なお、2つの学年で15人以下、1年生を含む場合は、2つの学年で8人以下になり、複式学級を編成しなければならないときや、地域から統廃合への意見が出てきた場合には、小学校の適正配置に向けて検討していく予定でございます。

以上、松田芳明議員の御質問に対す答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） いろいろありがとうございました。

まず、1点目の人口問題のことなんですが、私は今回の選挙のときに、人口減少に待った、子どもの数の減少に待ったと、それだけで皆さんに賛同を得て当選させていただきました。ですから、この問題は、何としても市長さん初め皆さんのお力で解決していただきたいと思って最初に質問させていただきました。

特に1番の質問で、先ほど市長さんがおっしゃったとおり、私も役所の方にお聞きして、

この海津市に新しく住むメリットは何ですかというようなことで、こういう回答をいただきました。私が思ったのは、新しくこのまちに住んで何かメリットはありますかという、こういうことが便利だし、こういう援助もありますよ、補助もありますよというような意見が返ってくるかと思いましたが、一番最初にコミュニティバス運行の事業と、2番目に生活交通路線対策事業等々ありまして、そういった税制的な面のメリットは何もないということをお聞きしました。

市長さんが先ほどおっしゃったんですが、ぜひ来年度以降、こういったことを考えていただきたいと。今、ここに住んでみえて、そして家を補強したり何かする、リフォームのことについて今もやっていただいているということがわかりましたが、やっぱり新しく住んでみたいという人をふやすということが一番大事じゃないかと。市長さんがおっしゃったことも、私は納得します。子育てに関することとか、いろいろな利便性があるということは、ここに住みたいということの要件になってくると思うんですが、やはりまず一時期には何とかして人口をふやす、ここに住んでちょうだいというようなことが大事じゃないかなということを思います。ですから、ぜひ次年度以降、そういった税制面での補助をお願いしたいなあということを思います。

特に人口減少ということで考えてみたときに、私の住んでいる家の100メートル以内に廃屋となって草や木が茂ってしまった家が2軒、そして更地になったところが2軒もあるんですね。今度選挙のときにいろんなところを自転車で回らせていただいたら、やはりそういうところが多いです。で、私の地区だけではないなあ。

役所のほうにちょっとお聞きして、人口的なことを各学校別で調べたんですが、実は私の住んでいる海西地区はさほどでもなくて、合併前と比較して人口減少でどれだけ減っているかということで見てみますと、吉里小学校区がマイナス12%、それから今尾地区がマイナス11%、東江地区がマイナス10%ということです。人口が全体として減少していますので仕方がないんですが、その中でマイナスはマイナスなんですが、まだたくさんの方が住んでいるなあというのは、高須小学校の校区ではマイナス5%、それから石津小学校の校下ではマイナス6%ということです。ですから、こういったことを考えても、先ほどの小学校の問題もそうなんですが、やはり何かを、これはすごいなという目玉的な施策をお願いしたいなあということを思います。よろしく願いいたします。

それから、2つ目のことです。2つ目の質問で教育長さんから力強いお言葉をいただきました。私、自分の母校がなくなってしまうたら大変だという思いで立候補したんですが、今の御意見で、まだ10年、20年、私が生きておる間は何とか大丈夫かなということを思いました。ありがとうございます。ぜひ、これからもそういったことを考えて教育に当たっていただきたいなど。

人数が少なくなって、例えば海西小学校なんかは、私が小学生だった時分から、各学年2クラスということで設計してあります。私も3年間、海西小学校で勤めさせていただきましたので、要するに空き教室が半分あるということですね。あれをうまく地域の福祉とか、それから保育事業とか、いろんな面で活用できると思うので、ぜひそういったことも、また次年度以降、対策をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから5番目の質問で、ちょっと残念ながら海西小学校の体育館は新しくならないという話だったんで残念なんですけど、先ほど述べましたように、本当にひどい状態で、例えば市長さんが何年かに1度、海西小学校の入学式、卒業式で子どもたちを前に話をされますが、そのときも多分雨が降ったり何かしたときもあったと思いますが、市長さんがマイクを通じて話されても、全く聞き取れないという状況です。ぜひ何とかお願いしたいなということを思います。

次に、3番目の質問に対して、先ほど市の施設等についていろいろ検討委員会を重ねたり何かしてという話があったんですが、私は今回、消費税が上がるということで議会のほうにも値上げということで議案が提出されているんですが、それを見ているんですが、応分の負担は当然だというふうに思います。なぜかという、先ほど言われたように、修繕費等のコストはばかにならないお金です。それを利用者の方の利用料金で全部賄えるかといったら、そんなことは絶対にありません。ですから、その辺も考えてみても、私がいつもぱっと一つ思うのは、テニスコートを1面1時間借りると320円なんですね。テニスを1人でやる人は、多分いないと思います。幾らシングルスでやっても2人ですよ。そうすると、1人1時間遊べて160円、これってどうかなあと。いかにも時代に合っていないんじゃないかということと思うんですね。岐阜市へ行ったりするとテニスコートがあるところがあるんですが、大体1時間1面2,000円です。もちろん、会員になると半額とか、そういうメリットはあるんですが、ということは、余りにも低過ぎないかと。それは利用する人にとっては低いほうがいいに決まっています。それはどんなことでも同じですが、やはりその応分の負担ということで考えてみたら、ちょっと考えてもらわなあかんのじゃないかなと。

前に全員協議会でもお話ししたように、消費税分だけ上げますなんてそういうみみっちいことをやらずに、これは本当に真剣に考えていただきたいなということを思います。そうすれば、消費税が上がろうが上がるまいが、海津市は10年間はこの料金でいきますというようなことが言えるんじゃないかと、その辺のところをお願いしたいと。

なぜかという、見せてもらったら、条例をいっぱい変えないかということですよ。これ、役所の職員の方がいろいろパソコンを打ち込んだり、いろいろ検討してみえて条例を改正されるんですが、来年の4月から消費税が上がって変えると。そうすると、2年もたたないうちに、また消費税が上がったら、これだけの作業をやってもらわんならんですよ。

これって非常に無駄なことじゃないかなと。この無駄のために働いてもらっておるということじゃなくて、市の方には市民のために働いてもらうことがいっぱいあると思うんですね。だから、その辺のことをよろしく願いしたいと思います。

それから最後ですが、水道料金の話です。水道料金の話で私が聞いていて、こういう料金が3倍になってしまったとか、またほかの市町村に比べ高いんじゃないかとかというような話を伺って、私も水道課のほうにお邪魔していろいろ聞いてみました。そして、どれだけ施設があるかということで、これは簡単な地図なんですけど、こういう地図をいただいて、海津市に9カ所ある水源地などを回らせてもらいました。水道課の皆さんには本当に御迷惑をおかけしましたが、回ってみて初めて何がわかるかということ、海津市は南濃町のような山の土地があるんですね。平田町、海津町は、水源は2カ所ずつです。平らなところですから穴も掘りやすいというような関係だと思いますが、そうすると南濃町はどうしても谷がありますから、それをどうやってつなぐかという問題があると、どうしてもそんなことはつなげないので、そうすると各谷ごとに1カ所ずつ水源をつくってというようなことになります。南濃町の方が10年前はとおっしゃることは、先ほど市長さんの説明ではっきりしたように、簡易水道だったということで、今とは違うよということで料金の値上げは仕方ないと思います。ですので、私が思うのは、この料金が安いという思いはありません。何とか、せめて市長さんの任期のうちは据え置きをしていただきたいと。できたら、10年はやらんぞと、据え置きはするぞというような答弁をお願いしたいなあということを思います。

それは先ほど市長さんが答弁でも御説明されたように、海津市とほかの地区と比較してみえたんですが、私もその比較した表をいただきました。そのときに、確かに海津市は高いです。海津市を100とすると、大垣市は大体60%ぐらいです。大垣市でも上石津なんかは山がなのでどうかなあと思うと、海津市も先ほど説明があった一月で30立米使用というようなことで比較すると、500円程度上石津のほうが安いんですね。それから羽島市、輪之内町、ここは平らなところなんで、平田町、海津町と同じように平らなところに穴を掘って水源を求めということで割安になるだろうということなんですけど、羽島市は海津市の約半分ですね。それから、輪之内町も大体半分ぐらいです。ですから、これはそういう地域性がありますので同等に比較はできないと思うんですが、やっぱり安いほうがいいということは言えるんじゃないかなと。

ちなみに、養老町も山間部なんですけど、養老町は海津市より若干高いです。そして名古屋市も、私は安いと聞いておったんですが、表をもらって初めて知ったんですが、名古屋市も海津市よりも高いです。

ですから、いろんな条件があって、先ほど答弁されたように、赤字を補填しているということなので、なかなかこれは難しい問題だと思いますが、とにかく公共性の高いものなので

据え置きをお願いしたいということ。

以上の5点、要望とかいろいろありましたが、以上で質問を終わります。別に答弁はしていただく必要はありませんので、要望としてお聞きください。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） これで松田芳明君の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開時間は11時でございます。

（午前10時45分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 浅井まゆみ 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、4番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔4番 浅井まゆみ君 登壇〕

○4番（浅井まゆみ君） それでは、通告に従い、3点質問させていただきます。

まず初めに、異常気象による防災対策について伺います。

今夏は、ゲリラ豪雨、経験のない大雨、予測できない竜巻、そして大型台風と、まさに災害列島そのものの夏でした。本市におきましても大きな被害がありましたが、特に伊豆大島での甚大な被害には心が痛み、被害に遭われました皆様には心からのお見舞いと、一日も早い復興を願うものです。

そうした中で看過できないのは、大島町の災害でも地域防災計画がありながら、計画どおりには機能しなかったばかりか、避難勧告も発令されなかったことは大きな課題です。計画やハザードマップがあっても住民の生命や財産を守ることができなければ、ただの紙切れです。台風18号で大きな被害を受けた京都府や滋賀県でも、住民への周知措置がなされていなかったり、通知メールも大幅に遅れた地域もあります。

また、住民の側の課題も指摘されています。避難指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と避難勧告の違いを把握していないことが分かった地域もあります。日常的な防災教育のあり方が問われています。

また、災害で犠牲になるのは、いつも災害弱者と言われる高齢者であり、子どもたちです。改めて要支援者への対応や教育現場での取り組みが問われます。

今夏の相次ぐ災害から住民の生命と財産を守るための我がまちの防災対策に生かす点は、余りにも多いものがあります。当局の認識と対応を伺います。

- (1)緊急時の避難勧告、災害メールなどの情報伝達のあり方について。
- (2)ハザードマップ、避難の態勢など、住民への周知徹底のあり方について。
- (3)災害弱者と言われる高齢者、特に要支援者への現場での対応について。
- (4)学校現場での子どもの安全確保と防災教育について。

次に、虫歯予防のためのフッ化物洗口について伺います。

先日、平成16年から市内の全保育園、幼稚園、小・中学校でフッ化物洗口を実施することにより、学童期の虫歯保有者が減少し、県内トップの成果を上げている山県市のお話を伺いました。

フッ化物とは、皆さんよく御存じのフッ素のことです。フッ素は地球にある約100種類の元素の一つであり、海水中では12番目、人体では13番目に多い元素です。肉、野菜、果物、魚など、いろいろな食品にも含まれる自然の栄養素です。そのフッ素、フッ化物を上手に応用すると虫歯の予防に役立つことが研究によりわかっています。

山県市では、まず幼稚園、保育園において年少期に保護者に対してフッ化物洗口説明会を実施、その後、希望調査書を配付し、希望者のみにフッ化物洗口を実施しています。この調査書は、小・中学校入学時にも配付されます。そして実際のフッ化物洗口は、幼稚園、保育園では週5回、小・中学校では週1回、給食後、まずはブラッシングを行い、その後、園児は約30秒間、小・中学生は1分間のフッ化物洗口を行います。事業を継続していくため、関係者への数年ごとの研修会の開催、子どもたちや保護者への健康教育、そして事業の効果のデータ化と公開などが行われます。

こうした取り組みにより、開始後9年間で高い虫歯予防効果が出ているのです。本年8月現在で、事業開始当初、年中児でフッ化物洗口を始めた中学校1年生の永久歯の虫歯が19分の1に減少したとのデータが出ています。そして平成24年度、12歳児1人平均虫歯本数は0.12本となり、岐阜県内1位になりました。

先日、歯科医師の方からお話を伺う機会がありました。「海津市の子どもたちは、他市町に比べ虫歯が大変多い。フッ化物洗口の推進を教育委員会にお願いしたが、取り上げていただけなかった」と嘆いておられました。集団でフッ化物洗口を行う利点は、実施が簡便である、集団応用なので継続性にすぐれている、費用対効果がすぐれている、予防意識を向上させ、教育的効果があるなどが考えられますが、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、凍結予防のカーブミラーについて伺います。

冷え込みが強い朝、霜が降りた早朝、日中気温が上がり、夜間の冷え込みが厳しいなど、冬はカーブミラーが曇ったり、凍結して白くなり何も見えず、危険な思いをすることがあります。外気との急激な温度差がこのような状況を起こします。特に高齢ドライバーや運転に慣れないドライバーにはとても怖い状況です。私も何度かヒヤリとした経験があります。

そこで、長野県のある企業が開発した、エコでローコストな曇らないカーブミラーを紹介します。構造はシンプル、ミラー裏に水袋と薄い熱緩衝シートがあり、水袋にはごく普通の水が入っています。外気の温度変化が水袋の水により熱伝導率がよいステンレス製のミラーに伝わり、結露しにくくなります。ステンレスミラーには温度の変化を早く伝える効果があります。このカーブミラーは、NHKでも紹介され、全国の市町村に導入が進んでいます。

そこで、市民の安心・安全のために、この曇らない、凍結しないカーブミラーを導入してはいかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の異常気象による防災対策についてと3点目の凍結予防のカーブミラーについては、私から答弁させていただきます。

1点目のうち、学校現場での子どもの安全確保と防災教育についてと2点目の虫歯予防のためのフッ化物洗口については教育長から答弁させます。

それでは、まず1点目の異常気象による防災対策についての緊急時の避難勧告、災害メール等の情報伝達のあり方についての御質問にお答えします。

避難勧告等の伝達方法につきましては、平成23年11月策定の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、関係機関と協力して、実情に即した方法でその周知徹底をすることとしております。

周知方法としましては、防災行政無線を利用し、対象地域の住民に対する伝達の方法、2番目といたしまして、広報車や消防車両を利用し、対象地域の住民に伝達する方法、3番目といたしまして、テレビ・ラジオ等報道機関の協力を得て伝達する方法、4番目といたしまして、ホームページ等による対象地域の住民を含めた不特定多数に伝達する方法、5番目といたしまして、被害情報集約システムを入力することによりデータ放送等への情報提供をする方法、6番目といたしまして、災害時要援護者、福祉関係施設への連絡は、福祉部局から伝達する方法等、地域の特性や発信情報の内容に応じて、これらの方法を複数組み合わせる実施することとしております。

また、海津市では、複数の情報発信媒体を確保・充実するために、防災行政無線の放送内容が電話で確認できる「海津市広報無線専用ダイヤル」に、新たに災害時でもほとんど話中にならない、NTTコミュニケーションズが提供する電話網を利用した大量情報サービスとして「テレドーム」による方法も本年度追加いたしました。

そのほか、広報無線放送の放送内容や緊急災害情報を電子メールでパソコン・携帯電話等に配信する「メール配信サービス」の運用と緊急情報発信としての各携帯電話会社が運用す

る「エリアメール」の活用など、複数の情報発信媒体により情報発信をしております。

緊急時の災害情報は、迅速かつ広く市民に伝達しなければなりません。今後も新たな通信手段や方法等を検討し、複数の方法により市民に迅速に伝達が行えるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

具体的な避難勧告の事例といたしまして、ことし9月4日に海津市内で時間雨量92ミリのゲリラ豪雨がございました。午後2時50分、海津市に「土砂災害警戒情報」が発表されたことを受け、災害対策本部を立ち上げ、各種気象情報をもとに、南濃町全域に土砂災害の危険と低地の床下・床上浸水の危険が迫っているものと判断いたしました。まずもって、避難所の開設を指示、避難所開設の報告を待って、防災行政無線の放送を伝達手段として避難勧告をさせていただきました。

ほかに、県から貸与されております「災害情報集約システム」に本市が発表した防災体制や災害情報を入力いたしますと、避難勧告や避難指示などは連携して報道機関に連絡され、テレビのニュースやテロップに、本市で避難勧告等が発表されたことがマスコミを通じて市民へ周知できるようになっております。

避難準備情報や避難勧告・避難指示には発表基準を設けておりますが、これは揖斐川・長良川の水位情報、連続雨量・時間雨量、土砂災害警戒情報や気象関係の注意報・警報について、周辺地域全体を捉えて、関係機関からの意見も参考にして判断いたしております。

台風による風水害につきましては、気象庁の予報精度が上がっておりますので、これからは避難勧告の前段階となる避難準備情報の発表も取り入れ、早目、早目に危険情報を市民へ提供できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップ、避難の態勢など、住民への周知・徹底のあり方についての御質問にお答えします。

現在、ハザードマップは、揖斐川、長良川が氾濫した場合の浸水想定区域図と地震防災マップを平成19年に全戸配布させていただいております。土砂災害ハザードマップは、該当する地区に本年9月に配布させていただいております。

浸水想定区域図におきましては、平成24年度版を来年2月号の市報かいづに折り込んで全戸配布させていただき、追って2年後を目安に国土交通省から情報提供いただける新たな浸水想定数値に基づいた、最新かつ詳細な浸水ハザードマップを製作し、全戸配布させていただき、市民の皆様にご改めにお住まいの地域の浸水危険度を理解していただけるよう計画をいたしております。

また、現在、小学校区ごとに消防課が水災害研修会を開催いたしております。昨年10月に実施いたしました海津市の水災害に関するアンケートに続けて、再度市民の意識調査を実施すべく、各地区で水災害の危険について研修会を実施し、アンケートのお願いをいたしてお

ります。市民の水災害に関する意識を把握させていただきまして、市民への本市の防災体制の周知方法や災害対策に反映させていただきます。これから実施いたします地区もございますので、御理解と御協力を、よろしくお願い申し上げます。

次に、災害弱者と言われる高齢者、特に要支援者への現場での対応についての御質問にお答えいたします。

海津市地域防災計画では、災害時要援護者対策として、日ごろからの状況把握、地域ぐるみの支援などについて定めています。言うまでもなく、要支援者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。現在、本市では民生委員・児童委員にお世話になり、高齢者を中心とした災害時要援護者台帳の整備を進めており、災害時には、状況に応じ、この名簿を利用して自主防災組織や自治会などの地域や行政が要援護者の避難支援、安否確認を行うことといたしております。

また、本市においても、発災直後には関係機関の協力を得て、在宅サービス利用者、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、難病患者等の名簿等を利用し、居宅に残された要援護者の迅速な発見に努めることとしています。

今年度、災害対策基本法が改正され、地域防災計画に位置づけることにより、自ら避難することが困難な方の名簿を関係部局が整備し、本人同意により名簿情報の関係機関等への事前提供、また発災時や災害の恐れが生じた場合には、本人同意の有無に関係なく名簿情報の提供が可能になるなど、より実効性のある避難支援ができるよう法整備がされてきています。

今後は、これに基づく台帳整備を進め、避難支援等関係者の連携により、災害時に一人でも多くの要援護者の生命・身体を守る支援につなげていきたいと考えています。

次に、3点目の凍結予防のカーブミラーについての御質問にお答えします。

カーブミラーの設置については、地元自治会からの要望に加え、危険であると思われる交差点など、地元自治会長や役員さん方と現場での立ち会いを行い、必要に応じ設置してきております。

現在、カーブミラーの設置数は、市内に約3,000基、ミラー数としては約4,000枚が設置されております。浅井議員御指摘のように、冷え込みが強く、霜がおりた日などは、カーブミラーが曇ったり、凍結して真っ白となり、安全確認ができず危険な思いをすることがあります。

カーブミラーの曇り防止や凍結防止には、電熱を用いたもの、蓄熱材を用いたもの等が製品化されておりますが、通常の製品と比べると高価なものとなっております。今回、浅井議員から紹介がありました製品を調査したところ、長野県の企業が開発した曇らないカーブミラーとして商品化されており、建設物価等による単価は、通常の製品と同じとなっております。メーカー資料によりますと、平成16年秋から実地試験がされているということで、既に

設置された自治体等に耐久性や安全性及び効果等も含め確認を行いながら、海津市においても試験的に数基設置して、防曇効果を確認し、すぐれたものであれば、今後、老朽化による取替工事や新規の設置時には曇らないカーブミラーを設置してまいりたいと存じます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 続いて、教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 浅井まゆみ議員の１点目の、異常気象による防災対策の(3)学校現場での子どもの安全確保と防災教育についての御質問にお答えします。

海津市では、児童・生徒の安全を最優先し、非常変災時における休業及び登下校等についての統一見解により、登校前に気象警報等が発令中のときには、状況を校長会と市教委とで協議し、休校や自宅待機をさせることにしております。

登校後に気象警報等が発令された場合には、保護者への引渡しによって安全な下校ができるようにしております。

また、気象警報等の発令がない場合でも、児童・生徒の安全確保を最優先する観点から、状況に応じて判断するようにしております。

９月の豪雨のときにも、実際に確実な引渡しが行われました。また、引渡しができない場合も想定し、学校で非常食や飲料水の備蓄を計画しております。

次に、防災教育につきましては、西江小学校が平成24・25年度の２年間、岐阜県教育委員会の防災教育推進校として『ふるさとを知り、安全に生活しよう～「自分の命は自分で守る」防災教育を通して』の研究テーマで、西濃地区のリーダー校とも言える取り組みで、11月22日に研究発表会を行いました。海津市教育委員会も、市の研究指定校として指導・援助してまいりました。

この研究発表会は、防災ノートの作成と活用、地域や家庭と連携した防災教育の工夫や職員研修の充実など、具体的な内容の発表を行いました。この成果を海津市内の小・中学校で共有し、それぞれの学校の実態に合わせた防災ノートの活用を初め、地域や家庭との連携、職員の研修等、各学校で具体的に防災教育を進めていくように指導してまいります。

次に、２点目の虫歯予防のためのフッ化物洗口についての御質問にお答えいたします。

７月に行われた「よい歯のコンクール」表彰式の折に、歯科医師会の会長さんから、海津市の子どもたちの虫歯の状況やフッ化物洗口についてもお話を伺いました。

その後、県や山県市にもお話を伺い、保護者や学校の理解を得ることや、歯科医師会との連携を初め、薬剤師さん、歯科衛生士さんの協力や、健康福祉関連部署との調整など、実施に当たっての留意点について教えていただき、研究を深めているところです。

受益者負担の観点から、近隣の市町の状況を確認めるとともに、来年２月に垂井町で実施

されるフッ化物洗口に関する研修会に担当者を参加させて、内容を十分に把握した上で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔４番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○４番（浅井まゆみ君） それでは、防災対策について、順次再質問させていただきます。

まず、避難勧告と避難指示の違いは、確認の意味で伺いたいと思います。

それから避難所の開設、マニュアルができていますのでございますが、どのような手順で行うのか。

そして避難場所の徹底、これは市民の方からいつも聞かれるんですけれども、あんな避難所は遠くて行けない、どこへ行ったらいいのかという御質問もよく受けます。なので、市民はどのタイミングで判断して避難すればいいのかとか、また土砂災害、水災害、地震によってそれぞれ避難場所も違ってくるとは思いますが、それらへの対応はどのようにされているのか。

そして避難勧告や指示が出されていない場合、でも、自主避難したい申出があった場合の対応はどのようにされているのか。

まず、この点について伺います。

○議長（川瀬厚美君） 消防本部消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） まず、最初の避難勧告と避難指示の違いではありますが、先ほど市長の答弁にもありましたように、平成19年に全戸配布いたしましたハザードマップが、これでございますが、この中に「総合防災ガイド」がございます。このガイドの７ページに、避難勧告は、洪水などの被害が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、例えばでございますが、洪水の場合で申しますと、水位が避難判断水位に達したという一つの基準として発令されるものでございます。

次に避難指示でございますが、洪水などにより著しい危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときに発表されると、これは洪水等であらわすと、水位が氾濫危険水位に達したときを一つの基準として発令されるということが記載されてございますので、参考にしていただければと思います。

その他の質問については消防課長のほうから答弁いたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 消防課長 伊藤定巳君。

○消防本部消防課長（伊藤定巳君） 避難所の徹底についてでございますが、市民にお配りし

ておりますハザードマップのほうに避難所は明記してございますが、なかなか研修会等を通して市民と触れ合っておる場でも、避難所がなかなかわからないという御意見は伺っておりますので、研修会等を通じて説明と、あと今回、アンケートをまたしておりますので、どのような対策が必要なのかということを検証いたしまして、再度市民に避難所の周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、自主避難されたい方の対応につきましては、台風が接近するような場合は、気象庁の予報精度も上がっておりますので、被害が想定される場合には、関係各課に自主避難がある場合がありますので対応をよろしく願いますというような対応をさせていただいておりまして、申出があり次第、避難所をあけて、申出のあった方に連絡をして避難所に入ってくださいような対応をとっております。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

○4番（浅井まゆみ君） 避難所の開設について、どのような手順か。

○議長（川瀬厚美君） 消防課長 伊藤定巳君。

○消防本部消防課長（伊藤定巳君） 避難所の開設につきましては、避難準備情報を発令しなければならない状況、または避難勧告を発令しなければならない状況に至ります前に、避難所の施設担当部署に連絡させていただきまして、避難所を開設できた状況の報告を待って市民に周知・伝達させていただきまして、避難所を開設する運びとなっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

そうしましたら、避難所の開設が準備でき次第、市勧告とか指示とかということになってくるということですね。ありがとうございました。

それから、ことしのゲリラ豪雨や台風で本市でも大変な被害がありました。今回、補正予算で志津谷の復旧工事費に2,200万円ほど上げられておりますが、山除川でも石垣が崩れたりとかということがあったんですね。こういった場合、県の1級河川だから市は関係ないというふうな感じだと、要望された方が言われていました。そして、県のほうに市のほうから要望いたしましても、そこは民地だから何ともできないというふうで、1カ月間そのまま放りっ放しだったそうなんです。そして、もう業を煮やしまして私のほうに相談されたんですけども、私から県のほうに強く要望しましたら、すぐ飛んでまいりました。そして、すぐ応急処置をしてくださいました。

そういうふうですので、市の行政といたしましても、もう少し強い要望といいますか、県のほうに対しましても要望をよろしく願います。というのは、あのままほっておきますと、次の台風が来ておりました。そして、もっとさらに石垣が崩れましたら、川がせき

とめられる場合があります。そうしましたら、また豪雨が来た場合、川があふれるということになって、すごい被害が出るんじゃないかということも想像されますので、どうかよろしくお願い申し上げます。この辺は通告していませんので要望にしておきます。

次に避難勧告、この防災無線が聞き取れなかったという非常に多くの市民の苦情がありました。広報無線が電話で聞ける、これも昨年、2回線から4回線へふやしていただきました。そして今年度、別回線でのテレドーム、これは有料なので市民からは余りよろしくない。それから携帯メールも、持っていなかったり、高齢の方はメールの機能がないという携帯を持っていらっしやったりということもあります。あとは広報車で知らせるということですが、これも広範囲にわたりますと台数に限りがありますし、時間がかかり過ぎます。なので、今後も新たな通信手段や方法を検討するというところでございますので。

もう1つ、戸別受信機の要望も多いと思いますが、飯田議員も3月議会で質問されておりますが、改めて伺いたいと思いますが、この戸別受信機は、どのくらいの費用がかかるのか。今のところ、全額個人負担でということでございますけれども、幾らぐらいの個人負担で設置できるのか、伺いたいします。

○議長（川瀬厚美君） 総務課長 渡邊良光君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（渡邊良光君） 浅井議員の御質問でございます。戸別受信機を各家庭につけた場合、どれくらいかかるかというところでございまして、現段階、うちのほうで戸別受信機を各公共施設等につけさせていただいております。そういった折に設置する金額といたしましてでございますが、アンテナによりまして、ダイポールアンテナということで、1本のアンテナで受信する場合にあっては約8万から9万円ほどかかります。

それから、どうしてもアンテナの特性で近くであれば、海津庁舎の上にアンテナがあるわけでございますけれども、ここから電波を飛ばしておりまして、近くであれば先ほどのダイポールアンテナという手法でオーケーなんですけれども、遠くになります三素子の八木アンテナというのが必要になりまして、そういった場合ですと、1台当たり約12万から13万ほどかかるということになります。

先ほど浅井議員からお話が合った折と、それと飯田議員の3月議会のお話のときもお話しさせていただいておりますが、各家庭、約1万2,000世帯にもし全部設置しようとする、約10億から15億ほどの金額がかかるというようなことになりますので、そういった部分をあわせまして御協力のほうをお願いできたらと、御理解いただけたらと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） 大変高額な費用がかかるということですがけれども、大変難しいということですがけれども、もう1つ、防災ラジオというのがあります。これも前に私が提案したんですが、御存じのとおり、大野町では今年度、個人負担1,000円で希望者に配布されております。岐阜市では、自治会長や民生委員に貸与されております。

そしてきのう、瑞浪市の一般質問において防災ラジオが全戸配布する計画があるということが発表されております。これはポケベルの電波を使うという方法だそうですが、この防災ラジオ、災害時の情報伝達に非常に有効だと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 総務課長 渡邊良光君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（渡邊良光君） 防災ラジオにつきましては、私どものほうもいろいろ検討させていただいておりました。しかしながら、防災ラジオという仕組みの中で対応できるのは、やはりアナログ電波の場合にあって対応が可能だというふうにお聞きしております。現段階、私どものほうでは旧の海津と平田の一部に戸別受信機がございますけれども、そちらのほうはアナログ電波を使って対応しておるところでございますが、新しいデジタルに対応する防災ラジオというのはまだないということで、現段階で各家庭でこのデジタル放送を聞こうとすると、どうしても戸別受信機という仕組みになってしまうというところがございますので、今後、新しい安価なものが開発されるようであれば、その辺も含めて今後検討してまいります。現段階ではこういう対応にならざるを得ないのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。いろいろ検討していただきまして、一番いい方法をとっていただきたいと思います。

次に要援護者対策ですが、伊豆大島で亡くなった方、安否不明の方は、46人中、半数が65歳以上の高齢者でした。いかに迅速に要支援の方を助け出すか。

先日の附家老サミットでも田辺市や新宮市でのお話の中にもありましたが、これは自主防災組織とか、民生委員さんとの連携などでのコミュニティー、共助の部分が非常に大事になってきております。要援護者台帳が推進されていますけれども、ただ、個人情報の壁でなかなか難しいものがありました。今、市長の答弁の中で、国の災害対策基本法が改正され、本人の同意がなくても名簿の情報が提供できるようになったとお聞かせいただきましたので、この辺も行政の指導で周知徹底のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、一昨年、多治見市で下校中に小4の男の子が豪雨で増水した側溝に流されて死亡し

た事故がありました。残念なことに、その教訓が生かされずに、またことしも特別支援学校の女の子が下校中に亡くなるという事故がありました。本市でも、9月4日、ゲリラ豪雨、ちょうど下校時間でしたが、保護者への引渡しは確実にされたということですが、そのときの対応はどのようにされたのか。保護者へ連絡がつかなかった場合、どのようにされるおつもりなのか、この点をお伺いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） そういう場合、まず校長会の代表者と教育委員会で協議をしまして、どういう対応をするのかということを決めます。そして、教育委員会のほうから一斉メールで保護者のほうへ配信します。90%以上加入してみえるんですけど、加入していない方も見えますので、そういう方は学校のほうでわかっておりますので、個別に電話で連絡を入れるというようなことをやっております。

それから、配信した内容を保護者のほうが受信したかというようなこともきちっと確認をしないといけませんので、そういうこともそういうシステムができておりますので、誰が受信をしてメールを見たかというようなことも確認しまして、それができない場合は、また登録の方でも個人的に電話を入れまして、こういうメールを流しましたがよろしいかというようなことをやります。

それから、引渡しというのを原則にどの学校もやっておりますんですが、確実に親さんと保護者の方、一人ひとりきちっと引渡しというようなことをやっております。

9月4日の場合ですけど、調査をかけましたら、一番大きいと思われる石津小とか高須小でも、おおむね6時から7時の間には全て完了しておるというようなことでございましたんですが、ただ、御家族の方が緊急で見えない場合があるという場合も想定しまして、ひょっとしたら12時まででも面倒、こちらで保護せざるを得ないというような状況等も想定しまして、先ほども答弁の中で言いましたんですが、緊急用の食料と水を備蓄する方向で現在考えておるというようなことでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

当然保護者に確実に引渡しまで帰さないということは原則でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから食料や飲料水、これは主要避難所である小学校は、当然備蓄されているとおったんですが、されていなかったということですね。ですので、これから備蓄されるということですが、その中でアレルギー対応の非常食も必要かと思っておりますので、その点も御検討のほど、よろしくお願いいたします。

それから次に防災教育ですが、今、西江小学校のほうで県の指定校ということで取り組んでいただいておりますが、1点、答弁の中に防災ノートというお話がありましたんですけれども、これはどういったものでしょうか、お伺いします。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今度全協のときに議員の先生方全員にお配りしようと思っておったんですけど、現物はこのようなものでございます。これは小学校版でございますので、低学年、中学年、高学年という3種類に分かれておりますが、これをベースにしまして、各学校で自分の学校ならどういう防災ノートをつくるんだというようなことを来年度1年間かけて計画をつくっていただいて、再来年にできたところからこういうものを作成していきたい。来年度につきましては、こういう形にならんかもしんですけど、紙ベースのものをきちっと各家庭等に配って防災教育の一環にしたいなと、こんなふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） 大変すばらしい取り組みだと思います。子どもたちを通して親さんへの防災意識が高まっていくのではないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後、1点だけ、フッ化物洗口ですけれども、海津市での虫歯、県下でワーストワンだということを、市長、知っておりましたか。そうなんですね。ですので、ぜひ有効な手段、世界においても安全性は確認されておりますということを歯科医師会会長よりお伺いいたしましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、8番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2項目についてお伺いします。

1項目めには、平成20年9月22日に賛成多数で可決されました駒野工業団地開発事業についてお伺いします。

駒野工業団地の位置は、国道258号線沿いではあるが、橋から見おろす場所であるため、「どうなっているのか」「なぜあんなところを買ったのか」「工業団地ができて売れるの

か」。また、開発事業費が約19億円となっております。「企業があんな高い値段で買わないだろう」などの疑問の声や不信の声をいまだに聞きます。

さらには、今もって都市計画法32条の規定で必要な排水同意が得られず、「駒野工業団地工程計画」に示された平成25年8月末までに排水同意を得るという工程と大きく時期のずれが生じています。

しかし、8月の第3回定例会で、そして先ほども市長は、推進すると強く述べられました。このまま推進するにしても、最終的には工業団地を売却してこそこの開発事業です。

そこで、約19億円にも上る事業費についてお尋ねいたします。

この工業団地開発事業を進めるに当たって、工業団地としての売却価格は事業費と最低でも同額と見込んでのことと考えます。事業費を算出した根拠は何か、お示してください。

また、この土地について不動産鑑定士の評価を受けられましたか。受けられたとすれば、その評価をあわせてお願いします。

2項目めについては平成26年度予算についてお尋ねいたします。

1点目に、8月の第3回定例会では、住宅リフォーム助成制度の継続についてお聞きしたときには、住宅リフォーム助成制度は2年間の緊急経済対策の一環で行った事業だと述べられ、これからは木造住宅耐震補強工事の助成事業の実施に対して助成を上乘せしていく考えを述べられました。しかし、耐震補強に対する助成の拡充だけでなく、住宅リフォーム助成制度も継続させていくことが市内の事業者の方の活性化に有効だと考えます。

今、ものの値段が上がるばかりで働く人の賃金は抑えられる中、自民・公明の政権は、来年4月からの消費税増税を決めてきました。日本共産党としましては、来年4月からの消費税増税に最後まで反対の声を広げたいと考えていますが、着々と条例などの改定が進行しており、大変厳しい状況であることはわかります。このまま消費税の増税が実施されれば、業者の方は大変痛手になるということは、消費税が3%から5%に引き上げられた後の経済の状況を振り返れば一目瞭然です。

そういった中で住宅リフォーム助成制度を継続するということは、市内の業者の方にとって力強い応援になると考えます。そこで、住宅リフォーム助成制度の継続は考えられないでしょうか。

2点目には、一人ひとりのふだんの暮らしを支える基となる健康な生活を送るために健診事業の充実が望まれますが、脳ドックなど新規に取り組む事業予定はありますでしょうか。

また、後期高齢者の検診料の無料化は検討できないでしょうか。

健診事業の取り組みは、当然住民一人ひとりの健康な生活が第一でございますが、医療費の削減や介護に係る費用の削減にも役立つのではないのでしょうか。

さらに、医療の充実ということで、ことしはマムシをよく見かけたとお聞きしました。現

在、西濃地方でマムシの血清を配備しているのは、大垣市民病院、博愛会病院、関ヶ原病院の3カ所と聞いております。そこで、医師会病院にも配備する考えはありませんでしょうか。

3点目に、子育て支援を充実させる観点からお尋ねしたいと思います。

子どもの医療費を高校卒業まで無料にするために必要な予算はどれくらいと見込まれますか。ぜひとも高校を卒業するまでの医療費の無料化を求めます。

また、学校給食費に半額補助をできないでしょうか。

学童保育についても、小学校4年生までの利用を6年生まで拡充できませんか。

さらには、高校生を対象に市独自の就学援助制度を取り組めないか。

以上についてお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の1点目、駒野工業団地開発事業についての御質問にお答えします。

駒野工業団地開発事業が当初計画から大幅におくれていることにつきましては、改めておわびを申し上げます。

事業費を算出した根拠については、用地・補償費、測量・設計費、造成工事費、測量・登記費、事務費及び借入金利息等を見込んでおり、県土地開発公社において算出しております。

この土地について不動産鑑定士の評価を受けられましたか、その評価については、岐阜県土地開発公社から適正に用地買収をしていると聞いております。

なお、土地の価格につきましては、今後の事業の推進に影響を与える恐れがありますので御回答はできかねますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目の、平成26年度予算に関しての住宅リフォーム助成制度の継続についての御質問についてお答えします。

住宅リフォーム助成制度は、平成24年度・25年度の緊急経済対策の一環として実施しております。本年度は前年度を大きく上回るペースで申請があり、10月末をもって予算額に達しております。平成24年度・25年度の合計では、申請件数255件で、助成額が2,028万1,000円、施工した市内業者は61業者で、補助対象工事額は約4億9,800万円で、地域経済の活性化に大きな効果があり、当初の見込みを大きく上回るほどの成果があったと評価しております。

前回、平成25年第3回定例会での質問にもお答えさせていただきましたが、本年度中に住宅リフォーム工事が完了する方につきましては、本定例会で補正予算額500万円を計上、増額予算により対応したいと考えております。

来年度につきましては、余り進んでいない木造住宅の耐震化を行いやすいように、耐震補

強工事の助成事業を実施される方に対して、リフォームする部分に対する補助を上乗せする形で建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりの新たな施策の一環として木造住宅の耐震化の促進に取り組んでまいりますので、海津市住宅リフォーム事業助成金交付要綱の制定趣旨に従い、本年度で終了したいと考えております。

次に、健診事業の充実についての御質問にお答えします。

いつまでも健康でありたい、これは誰もが思い願うことであります。個人や社会の幸せを目指す上で、健康は最も大切な財産の一つです。本市では、全ての市民が健康で笑顔が輝く健やかな生活が送れるまちを目指して、健康づくりを積極的に推進しているところであります。

とりわけ健診事業では、がん検診については、「健康増進法」と「がん対策基本法」に基づき、また特定健診、後期高齢者対象の「ぎふ・すこやか健診」については、「高齢者医療確保法」に基づき、それぞれ健診によって発見できる疾病による死亡者の減少を目的の第一義として、「早期発見、早期治療」の流れを築くため実施しています。

そこで、健診事業の充実が望まれる中、脳ドックなど新規に取り組む事業はありますかとのお尋ねではありますが、現在、「かいづ健康づくりプラン」の実現に向けて新年度取り組む事業の編成をしているところであります。

その中でも脳にかかわる検診事業につきましては、脳疾患を発症した場合、非常に高い確率で後遺症をもたらすため、脳及び脳血管疾患の早期発見と予防という観点からも重要と捉えておりまして、冒頭に申し上げましたように、全ての市民が健やかな生活を送ることができるよう、総合的な健康づくり推進事業を多方面にわたって調整を急いでおりますので御理解いただきたいと思います。

また、後期高齢者の健診料の無料化は検討できないかとのことでありますが、後期高齢者対象の「ぎふ・すこやか健診事業」は、岐阜県内の全ての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合から、お住まいの近くの医療機関等で受診できるようにと各市町村に委託され、健康診査事業として行っています。

健診を受けられる方に自己負担金500円を御負担いただきますことは、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則」第28条で定められており、このことに沿ってお願いしているところであります。なお、現在、県下で自己負担金を無料化している市町村はございません。

堀田議員が申されますように、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健診事業は、医療費の削減や介護に係る費用の削減につながるものと認識いたしており、少しでも多くの皆さんに受診していただけるよう今後も取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、医療の充実としてマムシの血清を医師会病院に配備する考えはあるかとのことですが、医師会病院に照会いたしましたところ、マムシにかまれたときの血清治療薬であります「乾燥マムシ抗毒素」を配備しているとの回答をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、子どもの医療費を高校卒業まで無料化するために必要な予算はどれくらい見込まれるかとの御質問でございますが、本年第3回の定例会の折にも高校卒業までの医療費の無料化につきまして御質問いただき、回答させていただいておりますけれども、本市では、現在、広い意味での子育て支援の充実との観点から、子どもを取り巻く環境の整備等、喫緊の需要を鑑みながら取り組んでいます。したがって、高等学校卒業までの医療費を延長するためには新たに2,500万円程度の財源が必要になると思われるため、今後の情勢を見きわめながら対応していきたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、給食費の半額助成についての御質問にお答えします。

学校給食法第11条第1項において、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」とあります。また、同条第2項で「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」となっております。

海津市では、他市に先駆けて校舎の耐震補強工事を実施しているほか、冷房設備も整備しているところであります。ハード面だけでなく、ソフト面でも教育施策に力を注いでおり、全小・中学校に図書館司書を配置しているのを初め、学級支援員や少人数指導支援員、特別支援アシスタントにも意を注いでおります。今後も教育施策は重点的に推進していくと考えており、給食費については、法の趣旨のとおり、保護者の御負担をお願いしたいと存じます。なお、準要保護世帯には給食費の全額補助をしているところであります。

次に学童保育について、小学校4年生までの利用を6年生まで拡充できないかとの御質問にお答えします。

学童保育につきましては、現在、小学校4年生までを対象とし、定員に余裕がある教室では、一部5年生も受け入れております。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であり、現在実施しているニーズ調査の結果により、子ども・子育て会議で検討してまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 堀田みつ子議員の2点目の、平成26年度予算に関し、高校生を対象に市独自の就学援助制度を取り組めないかの御質問にお答えします。

現在、高校の授業料は、国の施策で無償化が行われています。平成26年4月からは、これも国の施策で、国公立を問わず、一定の収入額未満の世帯に就学支援金が支給される「高等学校就学支援金」制度の改定が計画されております。

また、市内におきましては、曽根公益財団による援助が行われております。それ以外に、県や学生支援機構による奨学金制度の利用がありますので、独自に予算を組んでの支援については、今のところは考えておりません。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、2項目めについてから、先にお願ひいたしたいと思ひます。

検診のところでは、脳検査、脳ドックなども重要なことであると捉えているというふうにお答えいただきました。これで3回目ぐらい、この話はお聞きするわけなんですけれども、だんだんと一歩ずつよいお答えをいただいているかなと思ひ、頑張つていただきたいと思つております。

それとともに、やはり健診率を上げることも重要で、各地域での周知をお願ひしたい。こうしたことは、皆さんからお聞きすると、周知をされているのかどうかというふうなことを言われます。やっぱりその地域に出ていただいて、それぞれの自治会の会合であるとか、老人会、いろんなそういう催し物のところに保健師の方が出向いていただいて、その健診の重要性みたいなものを話していただく、そういう機会をできるだけとっていただきたいということをお願ひしたいと思ひます。

そして、マムシのことはちょっと知りませんでした。どうもありがとうございました。これは、どうしても最近が多かったので心配だなと言われる方が、そういう話をお聞きしました。そういうところで、ちょっとこのことをお尋ねしたわけです。

さらには、高校生までの医療費の無料化、確かに2,500万円、大きい金額ではありますが、今後、検討をよろしくお願ひいたします。

その次の学校給食についてでございますが、これは、今、消費税の増税ということも言われている中、ちょうど今、教育長が言われました就学援助があるから、その就学援助のところでの話も、その分は全額見ているよというふうに言われましたけれども、しかし、その部分で就学援助も、生活保護の今切り下げとかということを言われておりますので、その要援護者、要保護・準要保護というふうなところの辺がだんだん下がってくるんじゃないか。そういう中で、大変になってくるんじゃないかということで考えていただけないかということ

を求めています。どうかもう一度検討を、よろしくお願いしたいと思います。

高校生の就学援助についてなんですけれども、今も言いましたように、どのこともそうなんですけれども、収入がふえない、税は上がってくる、そういう中で本当に大変な生活を強いられてくるというのが今後の状況だと思います。そういう中での就学援助制度、もう一度、本当に市としてこれから子どもたちを育てるんだよというようなメッセージにもなると思うんです。だから、そういう意味で、もう一度教育長には、どのようにそうしたメッセージを出すのか、出さないのか。出したいと思ってみえると思うんですが、そこの辺を、とりあえずお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。奨学金につきましては、いろんな制度がございますので、そういう中で対応していただくというふうになると思います。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 多分お答えはそんな感じだろうなというふうには思いますけれども、それでも、やっぱり高校へ入学した後に、高校生の授業料が無料化になったけれども、うちは実際のところ、もともと半額補助だったりとか無料だったんだけれども、無料になって何がよかったかというふうなことが言えないというふうなことを聞いたことがあるんですよ。そういうことから考えれば、やはり今、子どもを育てることから言えば、市としても独自に取り組むということが大事かと思いますので、これはもう一度お答えを聞いても同じだと思いますので要望としておきます。

それでは、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねした部分でお聞きします。現在の住宅リフォームは、今年度で終わりにしてしまうよって言われました。今のところ、255件というふうに言われましたけれども、これは市内の世帯の何%に当たりますか。

〔発言する者あり〕

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） それを、済みません、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 約2%ほどだと思います。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） そうですね。この2%なんです、今までこの緊急雇用でやった、

この2年間、2％だけです、この海津市内の。確かに古い木造、そして借りられているだとか、いろいろありますけれども、この2％がどれくらいふえるかという、どれくらいですか。自分で住宅を持ってみえる方のほうが多いと思います。今、今年度の予算をもう使ってしまったので補正をして、これは皆さんに公平性を欠かないようにするためということ、たしか以前言われたと思います。そういうことから考えたら、やはり住宅リフォーム助成制度、これも継続していくということも大事だと思います。

それとともに、先ほど市長は、木造住宅の耐震補強工事、助成をちょっと考えていくというふうに言われましたけれども、どれくらい上乗せをする予定でおられますでしょうか。少しその点をお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 現在の補助ですと、84万円が補助となっておりますし、今年度につきましては、115万までは上乗せできるというようになっておりますので、その金額を基に、市であと持ち出しをしまして上げたいというようには今思っておりますが、現在検討中でございますので、要綱等も決めて、皆さんにまたお知らせをしたと思います。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、この耐震をされる方というのは、件数として本当に一、二件というか、少ないと思います。それに比べ住宅リフォーム、さらにそういうことから考えたら多いですし、問題点は、耐震という場合にはおうち全部を直さなくてははいけません。それにかかるお金というのが1,000万を超える場合だってざらにあります。本当言うと直したいんだけど、そんなにだせないから、だから住宅リフォームで、ちょっと部分的だけのリフォームで直したい。安全に寝室だけでも直したい、そういうことに対してはどのように考えられるのか、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 今、巨大地震等が起きた場合に倒壊する恐れがあると言われる住宅でございますが、これは昭和56年以前に着工された住宅ということで、海津市には、現在、ちょっとデータが古いんですけど、約4,200棟ほどの木造住宅がございます。その中で、現在、耐震診断をやっていただいております住宅が24年度末で135件ございます。これは全体からしますと、約3％ほどの低い値でありまして、なおかつ、その中で耐震工事をされたところが7件ほどございます。やはり金額がかかりますので、なかなか手が出せないという部分もございますが、大きな地震等があったときには、やっぱり人命を守ることが第一でございますので、そのためにも今の国・県の補助にあわせて市の持ち出しをしまして、今の耐震工事を進めていきたいというふうに考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○８番（堀田みつ子君） 今も、なかなか手が出ないだろうというようなことも少し口にされました。やはり全体をしっかりとしていくためには、本当にお金がかかるんです。なかなかそのお金を出すということが、そりゃあ命のこともあるんですけども、その前に自分たちが食べていく、今生活していく、そのお金が大変なときに、本当に耐震のために全体をできるかどうかということを考えて、ぜひ耐震を含めての住宅リフォームということを検討していただきたいと思います。

次へ行きます。駒野工業団地のことについてでございますが、数字的にはどれというふうな根拠はありませんでした。不動産鑑定士の評価についても、公社はしてあるというふうに言われました。この海津市で、その不動産鑑定士の資料というのをもらわれたのでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 今の御質問でございますけど、私どもの基本協定に基づきまして、公社のほうに全てお任せしてございますので、公社のほうからそれについてはもらっておりません。

〔８番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○８番（堀田みつ子君） 今、公社にお任せというふうな言葉が出ました。以前にも、やっぱり公社に任せているとかというふうなことを言われておりますけれども、でも、この土地開発事業というのは、今までも部長であるとか市長が言われているのは、海津市がお願いをして土地開発公社に開発してもらっているというふうに答えられております。本当の責任者は海津市でしょう。それなのに、公社にあるけれども、市にはないというのは職務怠慢ではありませんか。やはり合理的な判断なり、今このことを解決するために、そういったことも市のほうに公社からきちんと聞き取っておく、それが大事だと思います。

それでは、平成20年９月10日の全員協議会の折に、時の産業経済部長は、「土地開発公社は、坪単価９万から10万で売却する予定」と答弁されておりました。そのことは御存じですか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） その点については公社のほうからも聞いておりますし、引き継ぎも受けております。

〔８番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○８番（堀田みつ子君） 公社はそういうふうに言っているということは、これは不動産鑑定

士の評価をもとに出された、これは売るときの評価と考えてよろしいでしょうか。そして、この単価で実際に売れると考えておられるのかどうか、お聞きします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 単価でございます。これはあくまで概算でございますけど、今の計画の中で事業費をベースに積算しております。今、売れるかどうかと言われますけど、私どもは売れるように一生懸命頑張っておりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 今のお答えだと、公社の言うことをうのみにしたということですね。

そして、同じくその全協で、これは私が言った意見ではありません。それこそ売却価格について、事業費を単純に面積で割った坪単価約5万円という値段でも立地条件を考えると高いという意見が出ております。これをどう思うか。

ちなみに、城南中学校グラウンド取得に係る予算というのは1億7,000万円で、面積は1万7,000平米だと聞いております。坪単価3万3,000円と計算ができますが、それも含めて、ちょっとどのようにこの5万円で本当に売れるのということを今お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 今の御質問でございますが、坪単価幾らということをおっしゃいました。私ども、この工業団地につきましては、あらゆる条件のもとにあそこに決めて進めさせていただいた。当然、それは交通網の関係、いろんな関係もございます。将来的な東海環状等も踏まえまして、これは公社のほうとよく協議させていただきまして、立地条件もよいというようなことで事業費を積算させていただいて進めさせていただいておる。当然、事業費が安くなれば売却単価も安くなりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 今、事業費が安くなればという言葉がありました。でも、もう一度確認したいと思いますが、最低でも単純に割り算をした坪単価5万円以上で売却するというふうなことでよろしいでしょうか。

それとともに、今現在取得済みの約7ヘクタールの土地代を含めて平成23年度末までの土地開発公社の借入金の総額というのが約7億5,000万円あるというふうに以前述べられております。これは、今、利子を含めて現在はどれくらいになっているか、お聞きしてみえますでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 単価の関係でございますけど、今、事業を完了しております。あくまで、今途中でございますけど、私どもは少しでも安く上がるように努力をしております。最終的にでき上がった段階で、それを踏まえまして適正な単価で売却するつもりでございますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 適正なる単価で売るというふうなお答えしかなかったんですけど、私が聞いたのは、今、借入金の総額というのが利子を含めてどれくらいになっているかというのを聞かれてみえないということですか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 借り換えをしておりますて、1 年に幾らという利息がつきますという報告は公社のほうからは受けております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 受けておられるというふうだったら、今の金額として大体どれくらいということぐらい知っていないとおかしいじゃありませんか。例えば、借り換えをしていて、前に年度を延ばしたときに限度額というのが変わりました。限度額が890万円ほど下がっただけです。結局のところ、これは多分借り換えか何かして、限度額がその程度少なくなったということだと考えたとしても、この23年度から24・25、もう2年間たっていて、1 年間に利子が約1,000万円ぐらいはつくはずですが、この7 億円に対してでも。そういうことから考えたら、さらにふえているんじゃないじゃありませんか。1,000万円足したら、多分今、もとおりの7 億5,000万円より少し高くなっているんじゃないかと思うくらいなんですけれども。要は、事業が先延ばしされればされるほど、そういった利子が上乗せされていくということではありませんか。このままずるずると4 年間、市長の任期中引きずるつもりですか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 土地開発公社は、しっかりした組織と、あるいは法の中で仕事をしておられると思いますので、そのことは信用いたしております。

それと、いろいろ造成の仕方、それもできればまだまだ仕事の仕方によっては土地単価にかかる経費が安くなると……。

〔「議長」と8 番議員の声あり〕

○市長（松永清彦君） お答えしているわけですから、聞いてください。ケースも考えられます。

したがいまして、できるだけ御理解をいただいて、そして早く工事に着手し、いい企業を見つけて転売したいと、このように思っております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8 番（堀田みつ子君） 信用している、そして頑張るみたいなことを言われました。でも、信用している。普通、皆さんが言われるのは、民間のように頑張らないかんと言ってみえる割には、民間ってきちんとした契約を交わすときには、中身を全部知っているわけでしょう。そういうことを市としてはやらないんですか。どっちかという、主体は海津市だと思います。責任は海津市にあります。そういうことも考えていただきたいと思います。

この駒野工業団地、何とか土地を取得できて開発したとしても、企業誘致のための立地条件がよいとは考えられない場所であり、ロイヤルゴルフの土地を買うためだけに工業団地対策という名目を整えたとしか考えられないということを申し上げて、質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（川瀬厚美君） これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

これより休憩に入ります。再開は13時30分です。よろしくお願いします。

（午後0時19分）

○議長（川瀬厚美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時30分）

◇ 飯 田 洋 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、1 番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔1 番 飯田洋君 登壇〕

○1 番（飯田 洋君） 通告によりまして、私は不納欠損処分についてお尋ねをいたします。

不納欠損処分とは、「債権の放棄または時効の完成等によって債権が消滅したため、既に調定し、納入を告知した歳入が徴収できなくなった場合において、その収入がないにもかかわらず、当該徴収事務を終了させる会計上の内部手続」とあります。

滞納者には、昨今の長引く景気の低迷、あるいは不慮の事故等により家計の収入の減少等、その他いろいろな滞納に至った理由があると思います。税や使用料の納税・納入が滞り、それが長期に及び、やがて多額に膨らみ、納税・納入が不能に陥ることになります。

その間の滞納処分に至るまでに、相互理解のもと、計画的納付等の納税・納入方法をとってしても、またその後においての手続・処分をしても、多額の金額が毎年不納欠損処分とし

て消滅していきます。

一時期、市では滞納整理に職員の班編制をもって取り組まれ、成果も上げられ、滞納、いわゆる過年度分は減少しましたが、その後において現年度分が滞納に回った感じがします。

やむなく滞納に至った家庭に対する滞納整理・処分においては、その家庭の内情を考慮し、財産がない、生活を著しく窮迫する恐れがあるときは、執行停止の手續等、まず生活のための手續は当然のことであります。

さらに、今後、厳しい消費税等の背景が予想される昨今ですが、一般納税者から見ますと、この毎年、多額の税金や使用料が不納欠損処分として消滅していくことについて割り切れない気持ち、声があります。そういった面から適正な滞納整理が望まれるところであります。

企業会計である平成24年度水道事業会計決算においては、不納欠損額は202万3,974円でありました。対象は16件、その内訳は、本人死亡によるものが10件、93万5,948円、転居先不明によるものが5件、61万1,085円、受託工事費負担金に関するものが1件、47万6,941円でありました。

そこで、お尋ねします。

まず1点目、本人死亡により債権放棄につながる今回の処分についてお尋ねをいたします。

滞納者本人が死亡した場合においても、相続による納税義務の承継による滞納整理ができるのではないかと。

また、最近は相続放棄の件数がふえていると聞いておりますが、相続放棄の場合においても滞納者名義の財産のみの差押え、これは時効の中断につながりますが、こういった滞納処分をする、できる可能性があるのではないかと。

また、分割協議が決まっても、それまでの滞納者への課税は、法定相続割合で相続人が連帯債務を負うことになるのではないかと。

そういった理由により、今回の不納欠損処分においては、本人死亡後においてどのような措置をとられたのか。また、いつの時点で債権放棄の判断をされることになるのか、お尋ねをいたします。

次に2点目、転居先不明も5件ありましたが、転居先不明の場合は、差押えることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認めるときは、相当の期間が経過した後において徴収停止することができるとあります。転居先不明の場合は、徴収することができるかどうかかわからない消滅時効期間が経過した債権がいつまでも残ってしまうことになります。本市の場合、この相当の期間、つまり徴収停止の判断をするまでの期間は、どれほどの期間を目安とされていますか。

3点目、今回、つまり平成24年度水道事業会計決算においては、時効による債権の消滅による不納欠損処分はありませんが、水道使用料の場合、時効により消滅するためには債務者

の時効の援用が必要になってまいります。具体的には、滞納者（債務者）とどのような書面等のやりとりがなされたのか。これまでの事例、あるいは今後の予定、方法についてお尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の不納欠損処分についての御質問にお答えします。

全国の平成23年度市町村税収入額は、国の税源移譲がありました平成19年度と比較しまして1兆2,252億円の減少で、マイナス5.7%となっています。

本市におきましても、平成20年度から23年度まで年々減少しており、平成24年度を平成19年度と比較しますと4億5,800万円の減、マイナス9.5%となっています。

平成25年度におきましても増収は見込めない状況でありますので、他の財源をより多く獲得し、市税を初めとする各種料金などの滞納の解消策の確実な実行に努めているところでございます。

税務課におきましては、平成18年度から徴収対策室を設け、岐阜県税務課へ職員1人を毎年派遣し、滞納処分に関する知識・技術を習得するとともに、滞納整理を有効かつ効果的に実施するための対策を講じ、関係法令を遵守し、実践をしております。

平成24年度の滞納処分の状況でございますが、差押え件数は342件で、内訳は、普通預金295件、定期預金4件、給与2件、生命保険5件、その他出資金等35件、不動産1件、総額は3,013万円となっております。

御質問を税に当てはめますと、1点目の本人死亡の場合ですが、まず①の相続による納税義務の承継につきましては、相続人代表者の方に納付のお願いをすることとなります。

次に②の相続放棄の場合ですが、他の相続人や管財人の有無を調査し、該当がない場合は、即時執行停止となります。

③の分割協議と法定相続割合につきましては、法定相続割合による納付義務となりますが、この場合も①と同様に代表者の方にお願いをすることになります。

2点目の転居先不明の場合ですが、手続書類は公示送達によることとなりますが、財産調査し、差押えする財産がない場合は、期間の経過により5年間の消滅時効となる場合があります。

3点目の消滅時効についてですが、税の場合には差押え、債務の承認などにより時効は中断となります。

水道料金の滞納整理につきましては、督促状及び催告書の送付後、収納状況を確認し、滞納が続いている水道使用者に対し、給水停止予告文書を送付しております。大半の方は、こ

の段階で使用者から納付、または納付の相談があります。それでも使用者から何も連絡がないときは、不本意ではありますが給水停止を執行しております。給水停止の執行にまで至るのは年間5件前後ですが、水道が止まると、使用者からようやく連絡をいただき、納付及び誓約書を提出していただき、給水を再開しております。

このような手続を行っているのは水道使用中の方です。不納欠損の対象としているのは、現在、水道の使用をされていない過去の使用者です。そのうち、本人死亡の場合、現在、相続人も水道を使用していない場合、相続人の住所が不明な場合などのケースを対象としております。

また、転居先不明の場合は、そのほとんどが何度も住所移転をされる方でアパート等に住まわれていた方です。未納がある場合、転出先に納付書を送付し、納付していただいておりますが、突然郵便物が届かなくなったときに不納欠損の対象としております。不納欠損の対象にした場合には、一旦給水を職権停止することにより、相続人等から連絡をいただくこともあり、そこで未納分の納付をお願いしております。不納欠損の対象として直ちに不納欠損処分することではなく、現在、古いもので10年以上過去の未納の分も未収金として決算しております。

なお、債務者の時効の援用についてですが、過去の記録から時効の援用を申し出た方はおられませんので、その書面もございません。

以上、現在の水道料金の滞納整理を中心にお答えさせていただきましたが、飯田議員が申されますように、市の財政状況は厳しい状況であり、水道事業におきましても同様であります。適正な滞納整理を実施していくため、本定例会において内部組織設置条例の一部改正を提案させていただいております。その中で水道課と下水道課を統合し、上下水道課とさせていただき、同課の中に収納係を新設し、今まで以上に強靱な体制で滞納整理を実施できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） まず、本人死亡の場合、私、相続関係についてお願いをしましたんですけれども、相続問題は非常に難しい面があるかと思います。ただ、いろんな形で時効の中断、時効の停止という方法もありますので、ぜひこういった形で収納事務によりしくお願いをしたいと思います。

次に、転居先不明の所在ですけれども、通常こういった場合の転居先の調査、どの程度までされておられるのかなあと。今、市長さんの答弁で、普通アパートを転居されて、転居先

の転居の事態になると非常に難しいかと思うんですけども、この転居先不明ということで徴収停止、さらには時効を迎えて、議決を経ずに不納欠損処分、こういう形になろうかと思いますが、この転居先不明者の調査といいますか、システム上といいますか、どのような形でこの転居先を調査してみえるのか。

それと、当然最初の転居先が分かれば納付書は送付されると思いますけれども、収納代理以外、例えば遠く離れた県外から送っていただくとした場合、これの振込手数料というのは、現在は無料といいますか、どのような形になっておるのか。

まず、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 水道環境部長 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 飯田議員の転居先の郵送につきましては、1件につきましては郵送させていただいております。それ以前に、当然滞納整理という部分では何度もお邪魔するような形で継続してくる中で、先ほど市長が答弁しましたように、過去分につきましては滞納の催促をさせていただくという部分で、住所が不明になった段階で不納欠損の対象としてはさせていただいているということでございます。

あと、2点目の振込手数料につきましては、水道課長から答えさせますので、よろしくお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 水道課長 後藤俊孝君。

○水道環境部水道課長（後藤俊孝君） 振込手数料については、通常の振込手数料をいただいておりますが、済みません、今ちょっと手元に確認資料を持ってきませんでしたので、また後でお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 同じように、済みません、税務課長に一般の税のほうについてもお尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 石原八十司君。

○総務部税務課長（石原八十司君） お答えいたします。税務課の場合におきまして、転居先不明などで納付書などが戻りました場合には、他の自治体等に問い合わせするなどいたしまして、実際に住んでおられる転居先のほうを調査したりします。

振込手数料の関係につきましては、ちょっと私も資料を持っておりますので、お答えしかねますのでお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） ちょっと細かいことに触れたいと思いますが、この不納欠損処分の様

式にちょっと私こだわるわけですが、少し前に資料要求でいただきました今回の不納欠損処分の水道に限っての書類でございますけれども、そういった中で不納欠損対象者、この理由の中で転居先不明、本人死亡、そういう理由が書いてございますけれども、ほかの市町村、あるいは海津市の会計規則では、本来、この不納欠損処分の法的根拠となりますと、本人死亡、あるいは転居先不明の前に、いわゆる債権放棄となる民法上の第145条の時効の援用、あるいは徴収停止になる地方自治法施行令の171条の5という、こういう根拠の徴収停止の中で細かい区分けで債務者の所在の不明、そういうことが出てくると思うんですけれども、この海津市の水道事業会計の中にも不納欠損処分の条項があるんですけれども、この処理をする書類の中で、本来はこの転居先不明、本人死亡の前に、根拠となる徴収停止、あるいは債権放棄という文言が出てくると思うんですが、私の手元にはないんですけれども、実際には事務の処理上の書類ではこういった文言が出てくる決裁書類があるのかどうかというについてお尋ねをします。

○議長（川瀬厚美君） 水道環境部長 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 当然不納欠損をするにつきましては、いろんな諸事情を報告する中で決裁を受けることはもちろんでございますが、死亡の場合につきましても、大部分が相続人といいますか、水道の場合は債権的な扱いになりますので、相続人というよりも御家族の方、また名義をかえられた方に大部分の方は徴収をお願いしております。その中で、お一人のみ生活してみえる方、相続人が分からない方につきまして、過去分でございますけれども、そういう部分につきましてのみ不納欠損の対象ということで取り扱いをしておりますので、必ずしも世帯主の方が亡くなられたから、全てが全て不納欠損をするという手続ではありませんので、その辺、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） 済みません、私がお聞きしましたのは、本来の税のほうと違ひまして、海津市水道事業会計規程の中に不納欠損処分の条項がありますが、本来、先ほど言いましたように、不納欠損処分の法的根拠となる債権放棄なり、あるいは徴収停止という、そういった文言の入った決裁書類があるかということでございます。

このごろうち、私が資料要求でいただきました書類の中には、当初から転居先不明とか本人死亡という条項ですけれども、この前の決裁書類でこういった法的根拠の文言が出てくる決裁書類、様式があるかということです。

○議長（川瀬厚美君） 水道課長 後藤俊孝君。

○水道環境部水道課長（後藤俊孝君） 今回、不納欠損にさせていただいた方に対しては、そういう書類は取ってございません。

○議長（川瀬厚美君） あるかないかという、それが。

○水道環境部水道課長（後藤俊孝君） それはちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 理解できていますか。

○水道環境部水道課長（後藤俊孝君） はい、理解はできていますけれども、今、御返事ができませんので、済みません。

○議長（川瀬厚美君） 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 済みません、ちょっとお答えになるかどうかはあれですけれども、基本的に水道使用料につきましては、公的な扱いでなくて私的な債権的な扱いになるというようなことの中で、先ほども答弁にありましたように、10年以上の前のものでも継続して徴収をさせていただいております。滞納整理する段階におきまして、本人さんとそういう誓約書の関係とか意思表示等をいただく中で滞納整理を実施しております。

先ほどの1点、時効の援用等につきましても、そういう申出もございませんという中で、できる限り徴収に努めてきているというようなことでございますので、よろしく御理解のほうをお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） ちょっとかみ合いませんので質問を変えます。

不納欠損処分の前段として滞納整理、収納事務がございます。非常にこの滞納整理、収納事務は大切でございますけれども、先ほど市長さんの答弁にございましたように、現在、水道課の管理係と下水道課にも管理係がございます。さらに、税務課徴納対策室、この3係が連携のもとに担当されております。来年4月から水道課と下水道課が一緒になり上下水道課となり、収納係ができる予定ですが、こういった場合、まずこの人員削減の対象になりやすいのではないかなと。しかし、この滞納整理処分においても下水と上水では差押えと給水停止等、あるいは強制執行はまずありませんが、この手続が上水と下水と違います。まだ、この先、一つ屋根の下に入るのは平成27年であります。私は、海津市の収納係、市の姿勢としてこれまでの人員を維持してもらいたいと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、収納ということに関しましては、大変公平性の観点からも力を入れているところでございまして、毎年、岐阜県の税務課のほうに職員を1人、勉強で行かせておりますし、その中で海津市の債権も担当するというところでございまして、意を注いでおりますので、削減ということは考えておりません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） ひとつよろしく願いいたします。

次に、滞納整理の中には、当然訪問徴収と計画的徴収とといいますか、訪問徴収、いわゆる多くは、通常夜間、整理台帳とか領収書、あるいは徴収稟議書を持って複数の職員があらかじめ決めた家庭を訪問して徴収する方法と、2つ目には市役所に出向いてもらって、相互理解のもと計画納付をお願いすると、こういった2通りがあると思います。滞納者のとといいますか、納税者のことを考えますと、この夜間にも多く計画的納付の話し合いをされるのが効果的ではないかと思います。私は、この計画的納付の奨励がより効果的であると思いますが、現状どのような形でこの訪問徴収と計画納付というのに取り組んでおられるのか。これは税務課さんのほうが主かと思うんですが、現状をお尋ねいたします。

○議長（川瀬厚美君） 税務課長 石原八十司君。

○総務部税務課長（石原八十司君） お答えいたします。税務課におきましては、平成18年度からお願いする滞納整理から、いわば責めの滞納整理ということで、現在、臨戸徴収はいたしておりません。税金は何年も待って払ってもらうというものではございませんで、自主的に、かつ納期限までに納付いただくものでございます。

また、臨戸してお願いするような滞納整理では、滞納者の納税の意識が薄れ、督促状や催告書の通知も無視すればよい。ほかっておけば、また滞納整理に来てもらえるといった納税意識の低下を招く可能性がございます。そのため、税務課徴収対策室では、滞納者の財産調査を行いまして、財産が見つければ、迅速に滞納処分に着手をいたしております。

それから相談の機会でございますけれども、役所のほうに出向いていただきまして相談をさせていただいておる状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） ありがとうございました。

次に、税の滞納者は、大体いろんな使用料のほうも滞納してみえる方が多いと思います。滞納される方も、いろいろな都合、お金の使い道もあると思いますが、税と使用料の担当者の連携も大切だと思います。特に訪問徴収の日程等について、今の税の担当、あるいは水道の担当者、こういった方たちの日程調整とといいますか、こういったことについてはどのようなことで気を使ってみえるといいますか、夜間の訪問等について、いろんな滞納者の方にもお金の入る日にちがあらうかと思うんですけれども、当然そういった情報も得てみえると思うんですけれども、こういった特に夜間等の訪問徴収について、税の担当者、あるいは使用料の担当者との関係プレーとといいますか、どのようなことに気を使っておられるのか、この点について少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 水道環境部長 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 水道環境部としましては、水道課、下水道課、それぞれ滞納整理に回っておりますけれども、水道料金の中で下水道料金を徴収する場合もございますし、その辺のところは連携して行っております。

それと、先ほどの御質問の中で計画納税という部分につきましては、水道の場合につきましては、督促状から始まって、年に2回、催告状を出させていただくことになるわけですが、こういう折々に、当然使用者さんとの話の中で計画的に使用料を払っていただくようなお話もさせていただきます。それでもそういう意思がないような場合につきましては、警告書の発送から始まって、給水停止予告通知書の発送、また給水停止通知書の発送を経まして、それぞれ給水停止執行になるわけですが、そういう折々に使用者と話をさせていただきまして、納税といたしますか、使用料の納付のお願いをするとともに、計画納税につきましてお願いを都度都度しておりますので、そういう中で滞納整理の事務をしているというようなことでございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） いろんな事務で職員間の関係プレーは特に必要だと思いますが、関連しまして、最近私の感ずることでございますけれども、最近の還付加算金の問題、それから少し前の報酬の問題、こういったことは、私、合併前には余り聞かなかったように思います。私は、もう少し職員間のコミュニケーションといたしますか、風通しをよくするべきではないかなというふうに思っております。1 人の職員が現在は複数の事務を担当し、1 件 1 件責任を持って起案し、決裁に上げる。これは当然なことではありますが、そういった段階で同僚同士の協力、あるいはお互いの会話の中で相互のチェック機能が働くといたしますか、作用する。そういった雰囲気がいま一つ必要ではないかなあというふうに、私、このごろうち考えております。そういった雰囲気をもっとあれば、私はこれらの問題も防げたのではないかなあというふうに思っております。意思の疎通は非常に大切であります。一つ屋根の下に入っても、もう少し変わらなければいけないかなあというふうに思います。しばらくしますと大きな引っ越しが控えておりますけれども、私は、これを機会に、これらの職員間の気持ちの醸成といたしますか、風通しをよくする、こういったことの気持ちの醸成をぜひしていただきたい。こんなことを思っているんですけれども、これらについて、もう一度市長さんに、ひとつお考えをお聞きしたいと思いますが、お願いをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 当然、職員間の風通しというのはよくしていかなくتهはいけないと思っておりますし、それから「報・連・相」で代表されるように、きちっとした職員をつくっ

ていく必要があるだろうと思っております。

その中で、今、ブログで「かいづ、つーかい日記」というのをやっておりまして、そのつーかい日記の中で、各課でどのような業務改善運動ができるかということで、それぞれがそのつーかいのブログに載せておりまして、今、一番その中でどういう改善運動をやっているかと、毎日見ているんですけれども、この移行期に当たってどう書類を整理し、事務を処理し、整理していくのかとか、そういったことにも積極的に取り組んでくれている課も出てきておりますので、議員御指摘のことを念頭に置いて、これからも職員にいろんなことを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1 番（飯田 洋君） また、庁舎が新しくなりますと、いろんな機械等が整備されまして、いろんな事務、あるいは職員間でもメールの利用が盛んになろうかと思っておりますけれども、これも便利でいい場合もありますし、いまいちの場合もあります。ぜひひとつ職員の方の御協力、こういった雰囲気の醸成をお願いしたいと思っております。

滞納整理というのは非常に難しい、悩ましい問題でありますけれども、当初に市長さんの答弁でありましたんですけれども、平成24年度一般会計・特別会計に属する各会計決算審査における附属書類におきましては、滞納処分の状況として、差押え件数が342件、換価件数が463件で、約4,000万円の換価金額の実績の計上がありました。ちなみに、平成23年度では、差押え件数が301件、換価件数269件で約3,000万円、こういった数字を見ますと、しっかり努力してみえるなあと、こういう形で数字があらわれております。ただ、監査委員報告では、このような意見がございました。市税のみならず、使用料等においても「負担の公平・公正の原則」に立ち、悪質と判断される滞納者に対しては毅然とした収納姿勢を堅持し、未集金の早期回収に努められたいとありましたが、困難を伴う調査、判断の難しい事案が多いと思いますが、監査意見にあるように、市政の自主財源の根幹にかかわることですので、今後とも回収に努められることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、5 番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

〔5 番 橋本武夫君 登壇〕

○5 番（橋本武夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、防災について、屋根貸しについての2点について質問させていただきます。

まず、最初に防災についてですが、養老山地は傾斜が強く、土石流、崖崩れの発生する危険性が高いことは従前より指摘されてきました。実際、この9月の豪雨では、志津南谷の最下流部が土砂で埋まり、隣接の水田まで土砂が広がるという災害が発生しました。この件は、10月の臨時議会で補正予算を組んでいただき、現在工事が進んでいるのはありがたいことなのですが、これ以外にも志津北谷では山腹が崩れているところが数カ所あったり、山道の法面のブロック積みが崩れて通行止めになっている箇所があったりしています。風呂谷、今熊谷でも大量の土砂が堆積していて危険な状態が続いています。

海津市総合開発計画では、「南濃地内の山腹崩壊及び侵食などによって荒廃している山地や土石流と河床の侵食等による土砂の発生の危険性が高い地区については、引き続き、治山・砂防事業による災害防止対策を推進します」とありますが、具体的にどのような対策をとっていくのか、お尋ねします。

また、近年では山に人手が入らず、植林した木も放置されて山地の荒廃が進み、山の保水力が低下したことも現在の災害一步手前と言っても過言ではない状況を作り出している一因と考えられます。山が荒れるのを防ぎ、森林の保全・育成をどのように進めていくのか、今後の展望・計画をお聞きしたいと思います。

続きまして、屋根貸しについてであります。

先日、城南中学校、石津小学校の体育館の屋根を貸して太陽光発電システムを取り付けると新聞報道がありました。既存の屋根に太陽光発電システムを取り付けるという工事では、雨漏り等のトラブルが発生しているという例をよく聞きます。災害発生時には避難所にもなる建物であり、幾つか質問したいと思います。

太陽光発電システムを取り付けても耐震基準は満たすのか。

現在の屋根は、太陽光発電システムを取り付ける前提で施工がしてあるのか。

現在の屋根の保証はどうなっているのか。

太陽光発電システムを取り付けたとき、その保証はどうなるのか。新しい保証になるのならば、その内容、年数はどのようなものか。

以上についてお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の防災についての御質問にお答えします。

近年、地球温暖化に伴う気象変動で大型台風により、国内外各地で被害が発生しております。当市におきましても、ことし9月の台風18号により志津南谷下流部で河川災害や農地災害が発生し、現在、その対応を行っているところであります。

議員からの御質問で、海津市総合開発計画の防災対策の充実に位置付けられています治山・治水、砂防対策の強化に関する具体的な対策についてお答えします。

防災対策のソフト面としましては、土砂災害ハザードマップを南濃地区の警戒区域外の一部を除き、9月に全戸配布をいたしました。これは自宅周辺の危険箇所や避難場所、避難経路を確認していただき、災害への日ごろの備えとしていただくものであります。

また、ハード面としましては、現在、庭田地区において砂防堰堤の新設、宇都宮谷堰堤が計画的に進められております。

県内の土石流危険渓流に対する整備の全体着手率は25%でありますけれども、当南濃地区の着手率は81%となっており、県内トップクラスとなっております。しかしながら、台風等により堰堤に土砂等が堆積し、砂防施設の一部には損傷が見受けられます。この状況につきましては、議員御指摘の志津北谷や風呂谷、今熊谷でも同様であります。砂防施設を管理される大垣土木事務所では、現在、志津北谷と今熊谷の土砂撤去が行われております。

また、砂防施設等の整備補修につきましては、緊急性に応じ計画的に対応されますので、市としましては、地域住民の安全・安心を確保するため、今後も継続的に県土木事務所へは堰堤の整備促進と土砂撤去等を要望してまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続いて、治山事業での対応をお答えします。

砂防事業と同様、その対応が緊急を要するものは事業主体の岐阜県に強く要望しており、昨年度は津屋南谷で上流部の治山施設の改修が完了し、駒野奥条入会地飯盛で発生した大規模な山腹の崩落箇所について、3カ年の予定で復旧事業に着手していただいたほか、調査・測量が始まって数年後の復旧が見込める現場が数カ所あります。

また、御心配をおかけしております山腹の崩落や林道法面ブロックの崩壊が起こった志津北谷及び南谷の現場では、既に早期の復旧を岐阜県に要望しております。

最後に、防災の視点から森林の保全・育成対策に係る御質問にお答えします。

森林は、市民生活にかかわりの深い公益的機能を数多く有しており、特に山地における土砂の流出・崩壊の防止、あるいは水源の涵養などの機能を発揮することを強く求められる場合は「保安林」に指定され、無秩序な伐採などから守られます。

近年、当市でも木材価格の低迷や人手不足から管理が行き届かず、その荒廃が憂慮される山林が見受けられます。そのため、森林の公益的機能を重視して受益者負担分を市が助成するなど、森林整備事業への取り組みを強化・促進しており、平成18年度から今年度までに間伐を中心とする事業実施面積は102ヘクタールに上ります。

また、森林の育成と保全について適切な管理が行われる山林は、財産区や森林公社が管理するものなど672ヘクタールあります。

最後になりましたが、台風やゲリラ豪雨がもたらす崩落や土砂の流出など、最近の山地災害を目にするに当たり、迅速な復旧事業はもとより、森林が持つ公益的機能が最大限に発揮されるよう、森林の整備を促進して災害を未然に防ぐことも当市の防災計画を進める上で重要なファクターの一つであると認識しております。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 続いて、教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 橋本武夫議員の屋根貸しについての御質問にお答えします。

城山小学校には、建築当時より、また高須・今尾小学校においては国の補助金を活用し、太陽光発電設備を設置しております。いずれの施設も学校で利用し、残りを売電し、若干の収入もあります。また、児童への環境教育の一環としても利用しています。

市内3校で太陽光発電設備を設置していることから、教育委員会では、他の教育施設の屋根も有効利用をとの考えから、本年度より屋根貸しを実施することにいたしました。

今回、橋本議員の御質問にありますようなことを考慮し、建築年度が新しい城南中学校体育館（平成24年度建築）、それから石津小学校体育館（平成19年度建築）を選定いたしました。

最初の御質問の太陽光発電システムを取り付けても耐震基準は満たすのかについては、海津市教育委員会太陽光発電（屋根貸し）事業募集要項の事業計画書の作成の中に、対象施設に係る耐震性を含めた構造計算の添付を求めています。

次に、現在の屋根は太陽光発電システムを取り付ける前提で施工がしてあるのかについては、城南中学校の体育館は、全面に太陽光パネルを設置できる施工をしております。石津小学校の体育館につきましては、主に下屋根を対象として考えており、荷重に耐えられる施工をしております。ただし、設置金具の検討が必要となります。

次に、現在の屋根の保証はどうなっているのかについては、工事請負契約により引き渡しの日から瑕疵担保責任を10年としております。

次に、太陽光発電システムを取り付けたとき、その保証はどうなるのか、新しい保証になるのならば、その内容・年数はどのようなものかの2点の御質問については、現在の屋根の保証は変わりません。ただし、太陽光発電の設置に起因する損害については、募集要項の中で事業者の責任としております。

現在、事業計画書の提出があり、申出者よりさまざまな提案があると思いますので、教育委員会において橋本議員の御質問にある点も踏まえ、最適の事業者を選定していきたいと思っております。

また、今後、教育施設の建築・大規模改修等にあわせて防水工事等が施工されたら、順次

検討を行っていく予定であります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） まず、最初の防災についてでありますけれども、まずソフト面でのハザードマップの配布、これは私の地区でも全戸配布されておりますけれども、あれで見ますと、下多度地区は、ほぼどこかの谷で土砂災害があると、必ずどこかの家庭、人家が被害を受けるというような状態であります。そういった意味においても余り安心して寝てられない状態、特に現状の谷の状態を見えますと、既に山崩れが発生している、もちろん小規模ですけれども、箇所があります。

また、養老町地内ですけれども、これはかなり大規模な山崩れが9月の豪雨のときにありました。そのときの状況でも、その山腹の崩落によって大量の土砂が流れ出て、下多度地区の水のついたところも、かつてないほどの泥水がつくというような状態で、もしもあれが南濃町下多度地内の谷で起こって、土石堰堤に積もり、それがもとで土石流が発生したらと思うと非常に不安な日々を過ごしております。山腹の崩壊を簡単に止めるということは無理かもしれませんけれども、その第一歩である山林の保全に関して有効な手だてがとれないものかなというふうに思います。

まず、お聞きしたいんですけれども、海津市にも財産として山がありますね。その海津市の山に関してはどのような管理をしておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） まず、私のほうから治山ということで市全体の中からお話をしたいと思います。

今現在、海津市におきましては、市内に約3,000ヘクタールの森林面積がございます。その中で、ほぼ全てが民有林というようなことでありまして、その中で保安林が1,638ヘクタール、保安林といいますのは、守るべき山、危険性が高いというようなことで指定されておりました、そのうち人工林が954ヘクタールございます。それに基づきまして、治山面からいたしますと、今、市長のほうから答弁申し上げましたが、平成18年度から森林整備事業というようなことで国・県の補助金をいただきまして、これは人工林のみが対象になりますけど、約92ヘクタールほど事業を進めております。

来年につきましては、間伐が約10ヘクタール、作業道開設が500メートルというようなことで、これは予算要望を県のほうへ上げております。

それから、ことしから森林・環境税基金事業によります間伐面積が約10ヘクタールという

ことで、これにつきましては切り捨て間伐というようなことで、10分の10ということで補助金をいただきまして、これは森林組合のほうにお世話になっております。これにつきましては、来年度は約30ヘクタールというようなことで希望を上げてございまして、その他森林管理面積、過去からずっと、岐阜県森林公社及び旧公団でございまして、森林総合研究所というようなことで673ヘクタールの管理をしてきております。順次、今おっしゃったように、危険な箇所につきましては県のほうに要望いたしまして、特に緊急性の要するものにつきましては、早くやっていただくように要望しておりますし、現実的に飯盛につきましては、23年度・24年度・25年度と3年計画で工事を進めていただいておりますので、今後もそのような形で、治山面からはそういう県のほうに緊急性を要するものにつきましては要請し、計画的な間伐等を行いまして治山に努めていきたいと、そのように考えておりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 今の話はよくわかったんですけども、市の山の管理はどのようにされているのかということを知りたいんです。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 議員御質問の旧平田町時代から保有しておりました山林、約9ヘクタールございます。この山林につきましても、先ほど産業経済部長が申しました保全林の事業として区域の中でやっていただきますと、別で市単独で、日数にしましたら月に1日程度の日数になりますが、枝打ち等の管理等について地元の方をお願いをして管理をしているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） というように、月に1日程度ですけども、手を入れているということですけども、それは市のものですから、市の予算で当然やっておられるでしょうけれども、当然、その市有の山については、自分でお金を持ち出さないとそういう管理ができないわけですね。これまでのような植林をして、木材をつくり、出してというようなこともなかなか困難な状況にあつて、先ほども部長のほうからお話がありましたけれども、岐阜県の森林・環境税を財源とする事業ができるようになっていくということです。その中では、それまでの生産するための森というのではなくて、その環境、それから水源の保全、そういったものを目的とした「恵みの森づくり」の取り組みというものにその財源を充てていくということです。そういったことの事業、何か新しいいいアイデアを出していただいて、その山

を持っている人たちも協力できて、それでなおかつ山の環境を守ることができるというようなプランをぜひとも考えていただくと、このように思います。

○議長（川瀬厚美君） 答弁要りますか。

○5番（橋本武夫君） はい。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 今後の事業につきましては、議員のほうからおっしゃったように、いろいろ事業名、いろいろ新しくできておりますので、中身を精査しながら、海津市で取り入れるべき事項があれば進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） よろしく願いたいと思います。

続きまして、屋根貸しの質問した2番目、現在の屋根が太陽光発電システムを取り付けることを前提として施工がしてあるのかということをお聞きしました。城南中学校については、その前提として施工がしてあるということですので、恐らく屋根面に穴をあけることなく、そのままの状態に取り付け金具によって設置していく方法であろうと思いますね。これであれば、多分雨漏り等の心配はないだろうとは思いますが、石津小学校についてはそのような前提ではないということでした。そうすると、恐らく屋根面に穴をあけざるを得ないのかなというふうに想像いたします。その工法ですと、非常に雨漏りのトラブルが発生した事例の多い工法にならざるを得ないのかなというふうに思いますが、果たしてそれでいいのかなという感じはします。もしも、そこで雨が降った場合、例えばそこで何かあって避難しているような状態のときに雨漏りがするというようなことでは避難所の機能を果たせないということにもなりかねません。

そもそも施工したものが新しいところから順番にというのもちよつと疑問でして、そういった雨漏り等の屋根の品質保証ができないようなことにならないようにするためには、古い屋根の改修のときに太陽光発電システムを乗せる前提で施工をするのが一番故障の発生しない、リスクを回避できる方法だと思うんですね。ですから、それが常識になってきたのが最近のことなので、城南中学校については当然それを予想されている。そういう発想がある前であった石津小学校についてはされていないということになると思いますが、まだ事業者の募集が終わったところなんですかね。今月中にプレゼンとかがあって、最終的に今月末に事業者が決定するということですが、特に石津小学校に応募してみえる事業者については、そういった雨漏り等の故障が発生しないような施工方法、またそれに対する、もしも何かあったときのための十分な保証、屋根面の補修は当然のことながら、それに伴って起こった財物

の保証等々も含めたものをしっかりやっていただいた上で選定をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会次長 菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） 石津小学校の屋根貸しにつきましてお答えします。

今、議員さんからおっしゃられたように、石津小学校については、今、1社応募があります。詳細については、今、担当者が内容を精査しておる段階ではございますが、一応屋根をあけないという提案がございますので、橋本議員さんの御質問も含めて、今後、選考委員会で十分に検討して決めていきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） ちょっとよくわからないことがありました。システムを取り付ける前提で工事がしていないにもかかわらず、穴をあけない工法のような感じですが、それはちょっとあり得ないというか、ごめんなさい、あくまで想像で物を言うんですけれども、もしも穴をあけない工法であるならば、別の箇所で故障が発生する危険性が私はあると思います。あくまでも想像ですけれども、専門工事業者としてはそういうふうには思わざるを得ないお答えでしたので、少しそのあたり、きちんと精査していただいて、絶対に雨の漏れないようなことになるようにしていただきたいと、要望したいと思います。

○議長（川瀬厚美君） これで橋本武夫君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（川瀬厚美君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、予定された一般質問は全て終了いたしましたので、あす12月11日は休会とし、次回は12月20日午前9時に再開しますので、よろしくお願いします。御苦労さまでした。

（午後2時32分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 26 年 2 月 14 日

議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 松 田 芳 明

